

326

24

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



31. 8. 26

346-24

491

宇野利右衛門編述

職工問題資料第貳輯

職工の住居と生活

三業教育會出版

大正
2. 4. 17
内交

自序

米國シカゴ大學の社會學教授、博士ヘンダーソン氏は、頃日大阪に來り、我が工業家及學生の爲めに講演して曰く

世界に於ける經濟事情は、過去百年の間に於て一大變遷を爲したのである。從來交通の不備、文化の未開等の各種の事情の爲めに、一地方、若しくは一國內に限られてあつた經濟關係は、交通機關の完備、文明の進歩の爲に總て世界的、國際的となつて、従つて産業制度も、村落に於ける家内工業から、工場工業、大工場工業と云ふ風に、漸次變遷發達を遂げて來たのである。

殊に近代に至つて、最も隆盛を極めて居るのは、大工場組織の産業であつて、これが爲めに、舊來の小工場は漸次壓倒されて仕舞い、人類の生活に必要な一切の物品は、大規模の組織の下に製造して、世界的に供給さるゝ

事となつたのである。

斯の如き、大なる變遷、發達を呼んで、産業革命と云ふのであつて、此世界的な大勢は、既に到る處の邦國を吹き捲つて、殆ど至らぬ隅はないのである。

さうして此産業革命の結果、新たに發生した一の大なる階級がある、これこそ、被備者、職工、若しくは勞働者と名づくる、一段階の人民であるのである。

以上の如き、革命の段階を経て來た、近代的の産業には、從來の産業には嘗て見る事の出來なかつた三つの特質が存在するのである。それは、

- 一 大資本の結合
 - 二 機械の使用
 - 三 多數の職工使用
- の三事である。

此中資本の結合と云ふのは、株式組織とか、合資組織とかに依つて、小資本を集積し來つて、事業の經營に用ゐるので、斯う云う事は、從來の家内工業、若しくは賃業時代には全くなかつた處の事柄であるのである。

次に機械の使用と云ふのは、これ亦た近世工業の特點であつて、從來は手工若しくは簡易な工具を使用して製造しつゝあつたのを、複雑な、しかも原動力を有する機械に依つて製造し、職工は單に其機械を助けて働くこと云ふ事になつたのである。

此機械の發明こそ、産業革命の主なる動機であつたので、大工場工業と機械とは、離るべからざる關係があるのである。

第三の多數の職工を集合的に使用する事は、これ亦た大資本の結合、多數機械の採用の如き、大規模的産業の下には、自然に來る處の必要な事柄であつて、千人、二千人、三千人、稀れには一萬人、二萬人と云ふ如き、家内工業時代には、夢想だにもする事の出來なかつた程の、大多數の男女を一工場に集めて、事業に従はしめる事となつたのである。

斯くの如き大工場組織の工業に於ける特質は、更に次ぎの二つの事實を産み出したのである。

甲 専門的管理

乙 自由契約雇傭

此中、甲の専門的管理と云ふのは、上述の如き幾十百萬と云ふ大資本を運用し、精妙なる機械を操縦し、多數の職工を監督する等の事務は、頗る容易ならざる事柄であつて、専門の智識、經驗、技倆を要する事が、甚だ大きいのである。

夫れ故、從來の家内工業や、小工場時代の如く、資本家自らが、これが管理に當ると云ふ事は、出来難くなつたのであるから、茲に於てか、専門的の工場管理者なる者が、出来て、専ら其事に當り、資本家は手を束ねて、其事業から生ずる利分の幾分の配當を受ける、と云ふ事になつたのである。従つて、被傭者と傭者との間に於ける、從來の如き主従關係、師弟關係等の恩義的の羈絆は全く除かれて仕舞ふて、職工は自由的の契約に依つて雇

はれる事となつたのである。

斯う云ふ二つの新事實は、明かに傭者と被傭者との關係を變化せしめて、大工場工業の職工は、一般に其何人であり、何地の出生の人たるを問はず相當の健康と、相當の技倆を有する人は、相當の賃銀にて傭ひ入れられ、又た職工も、其資本主、經營者の何人たるかを問はず、自己の望む丈の賃銀を拂ふ工場には、何時でも雇はれるのである。

されば、近代産業上に於ける、傭者と被傭者との間を繋ぎ合す處のものは

自由の契約

恩義の羈絆

ではないのである。

近代の産業組織に於ける被傭者は、自由的の契約の下に、工場の工業に従事しつゝある者であるから、此契約に依つてのみ支配されるのであつて、其以外には、何等の束縛も、壓迫も、受くべきものでなく、法律上に於て

も、國民の一員としても、傭者と全く同一の位置にあり、權利を有して居るものであつて、毫も劣等、下級の位置にあるべきものではないのである。これ近代産業に於ける、被傭者の特質であるのである。

斯くの如く、近代産業上の勞働者の特點は、自由契約と云ふ事にあるので決して奴隸的の束縛や、抑壓を加へられべきものではないのである。

此事柄の正當にして、少しの誤謬をも含まざる事は、理論上に於ては何人と雖も否定せざる處であるに不拘、實際上に於ては、往々これに反した事實を見るのである。

それは、法律上に於てこそ對等であり、自由であるけれども、一方被傭者の方は、何うしても食はなければならぬ、父母や妻子を養はなければならぬ、と云ふ弱點がある爲めに、總ての場合に於て、充分に自己の權利を主張する事が出來ず、恨を飲んで雇主の壓迫の下に屈すると云ふ事が、少なくないのである。

されば、被傭者の安危休戚を、全部傭者の手に任して、自然の成行きに放

置すると云ふ事は出來ないのである。

斯う云ふ放任の結果の、甚だ不良であり、悲惨である事は、過去百年の間に於ける、世界の産業界が、充分に經驗し得た事柄であるのである。

斯くの如く、職工の休戚を、自由契約の効力に依頼して、國家も社會も、少しの干涉保護をも加へない事の爲めに、生ずる處の弊害の慘憺たる事は頗る甚しいものであつて、これが實例の一々を、悉く枚擧する邊がないから、今其の中の最も重大なるもの一二を數ねて見やうならば、第一は、

幼年者の勞働

である。

此事は工場工業の始めに於ては、各國共盛んに行はれた事であつたが、爲めに兒童の身心を毀損し、將來有爲の材を枯らすのみならず、大にしては國民の元氣を消耗せしめる恐るべき大惡事であるのである。

第二には、

婦女子の夜業

である。

此事も工場工業の始めには、往々行はるゝ事柄であつて、現に貴國の紡績業には、此事が實行されてあるさうであるが、これも亦た、元來羸弱な婦女子の健康を損ね、其子孫の教養を廢せしめ、延ひて將來の國民を劣等ならしむるの、恐るべき害悪ある事柄であるのである。

此他、各種各様の弊害、害悪は續々として發生し、爲めに産業の發達を阻碍し、國民の能力、品位をして、漸次低下せしむるの傾があるのである。歐米各國に於ける、過去百年以前、五十年前乃至二十年前までは、上述の如き放任主義の下に、此憐れなる被備者は置かれてあつたのであつた。然るに、これが爲めに生じた慘毒の結果は、これが改良の必要を認め、其實行を促すの聲は、期せずして左の五種の異つた人々の依つて主張せられた。それは、

一 職工自身の反抗運動

二 陸軍側の要求

三 工業家の覺醒

四 慈善家の慈惠的盡力

五 詩人文學者の唱和

の五つである。

此中の職工自身の反抗運動と云ふのは、彼等が自己の苦痛、慘狀に堪わすして、自動的にこれを救はんとして起した運動である。

第二の陸軍側の要求と云ふのは、徴兵検査を受ける壯丁の、体格が年々劣悪になつて行き、不合格の者が段々多くなつて來る、しかも其原因は、産業上に於ける過度の勞働、幼年者の勞役、婦女子の夜業、及び風紀品性の廢頹の結果である、と云ふ事が分つて來たので、これでは國家の武力の將來が、大いに憂ふべきもので、決して捨て置くべきものではない、と云ふ議論が起つて來て、商務とか工務とかの爲政者を動かし、以てこれが改善を計らしめやうと云ふ、要求が此方面から出て來る事になつたのである。

第三の工業家の覺醒と云ふのは、賢明な大局を見るの明ある工場主が、永い間の經驗から歸納して、被傭者を使用するには、從來の如き無慈悲な、不規律な方法は、永遠の一大利益を醸して、所詮最良の手段でない、云ふ事を悟り、從來の方針を更めて、善良な好誼ある所置を執ると云ふ様な、工業者自身の改善運動であるのである。

第四の慈惠家の慈惠的盡力と云ふのは、勞働者の悲惨な状態を目撃した、宗教家其他の慈善家が測隱の情に驅られて、これが救済扶助、若しくは補助の爲めに、力を盡くすが如き事であつて、歐米諸國には頗る多い例である。

最後に第五の、詩人文學者の唱和と云ふのは、此の實狀を見て同情の念を起した文學者が、或は詩に、歌に、小説に、戯曲に、これを歌ひ、これを描いて、以て社會の注意を喚起し、輿論に訴へやうとする努力であるのである。

斯の如き五種の改善運動は、過去百年の昔から、世界の各國に於て、履行

はれ、爲めに被傭者の幸福を増し、悲惨なる害毒を救済した事が幾何であつたかは、實に枚擧し難き程の偉大なものがあつたのである。

就中最も有力なものは、第一の、

勞働者自身の運動

であつて、これは最初、

共済の目的

即ち、彼等の中の或一人の悲境に陥つたのを、數十人若しくは數百人の同僚が申し合せて、少しづつ、の金を出し、以て救済すると云ふ如き、極めて單純な事柄に依つて、協力する位であつたが、其後彼等が追々、此協力の利益、即ち一人の力で物事をするよりは幾十人幾百人、乃至幾千、幾萬と云ふ人々の力を團結せしめて行くと從來出来なかつた事、假令ば雇主に向つて、自己の要求を貫くと云ふ如き事でも、容易に爲し遂げる事が出来ると云ふ事實を知つて來たので、茲に於てか彼等は此力を協して、雇主に反抗する團結、所謂、

を作る事になつたのである

今や、歐米の各國に於ける労働者は、頗る大規模の此種の組合を形造り、堂々たる大運動を行ひつゝあるのである。

一利一害は總ての事物に伴ふて、免れ能はざる自然の數であつて、此の自分の地位品性の劣等なる事を自覺し、同僚が互に協力協同して、これが改善の爲めに努力しやうとする、職工の共同運動にも、亦大なる害が伴ひ、近來に至つては、其害が増大して、寧ろ其利を没却し盡し、社會に於ける一種の害物と見做れるやうになつた。

一例を舉げて見やうならば彼の同盟罷工の騷擾の如きは、其最も甚しいものであつて、これが爲めに歐米の産業は、殆ど其發展向上の途を阻害されて居る如き實狀であるのである。

されば、斯の如き運動が、彼等の地位境遇を、經濟的に、將た文明的に改善すると云ふ如き効力は、甚だ少なくなつたのである。

加之、各種の労働者の中には、斯の如き協力的の運動を爲す事の出來ないものもあるのである。

例之ば幼年者の如き、又は婦女子の如き、是等は自分の力に依つて、自分の境遇を改善する事は出來得ぬものである。

されば、労働者の悲惨なる境遇を救済するには、何しても國家の保護を要するので、歐米諸國に於ては大抵法律を以て労働者を保護して居るのである。

貴國に於ても近く、工場法の實施を見るべしこの事である、誠に喜ぶべき事であるのである。

けれども、國家が法律で保護すると云ふ事は、消極的である。即ち、かう云ふ不當の使用法を行ふては爲らぬ。かう云ふ契約は不當であるから仕てはならぬ。と云ふ工合に、悪しき事を禁止するのみで、善い方法を行はしめ、労働者の幸福を増すと云ふ如き、積極的の事は出來得ないのである。

此點は何うしても、工業家の好誼的の施設に待たなくてはならぬのである。此點から私は親愛なる日本の工業家諸氏に向つて、此種の施設の研究實行を切望するのである。

國家の保護と、工業家の好誼的施設とは二つながら必要缺くべからざるものであるが、まだこれだけでは充分とは云へないのであつて、此上に尙ほ一つ、社會の輿論、及び社會的の運動が必要なのである。

社會的の輿論と云ふのは、常に彼等の悲惨なる現狀を監視し、且つ指摘して、國家をして怠らすこれが監督の途を盡さしむべく激勵し、工業家を以て自家の一時的の利益の爲めに、多數國民を犠牲たらしめざる様、警告を與ふる事であつて、社會的の運動と云ふのは、國家の保護、工業者の施設に於て、尙ほ救はれざる悲惨なる罹災者を、救濟扶助するの運動であつて彼の幼兒保育事業、養老事業、施藥院の如きものである。

斯の如き、國家、産業家、社會、其他慈善家、憂國者等の、彼等を救ふべき運動、施設、輿論等の効果は、近來漸次此憐れむべき産業上の犠牲を救

ひて、彼等の境遇を改め、幸福を増した事は、頗る偉大なものであつて、茲にこれを枚擧する事は、到底出來難い程である。

疾病の減少

である。

從來の自由放任時代に於ては、不規律の勞働、生活の爲めに、彼等の健康を破る事が多く、従つて不幸なる罹病者が續出したのであつたが、近代の新しき、規律的、合理的の勞働法、生活の下には、此種の犠牲者の數が著しく減少して、彼等の不幸の大部分を除き去る事の出來た事は、これ等の法律や施設やの行はれて居る、歐米各國の統計に明示されて居る處であるのである。

第二には、

負傷者、及び傷痕の爲めに不幸に陥る者の減少

である。これも從來に在つては、危險防禦と云ふ事に對する命令制裁がな

く、單に工業主の道徳心に任すのみであつたから、往々粗略に流れ、不幸なる負傷者を多く生じたのであつたが、近來は社會の輿論の效果は、國家をして法律を以て嚴重なる裝置を命令せしめ、其違犯者を嚴罰する事となつた爲めに、事實上に於て犠牲者の數を、大いに減少し得たのである。それから又た、負傷者の扶助救済に就ても從來は工業者の慈惠心にのみ訴へて居たのであつたから、往々甚しい悲惨な境遇に陥るものも少なくなかつたが、これも法律の規定や、慈惠病院や、傷害保險の制度やが漸次發達して來た爲めに、かう云ふ悲惨な境遇に沈むで、救貧制度の御厄介になるものゝ數が、著しく減じて來たのである。

第三には、産業上に對して最も著しい効果とも云ふべき、
個人生産力の増進
を來したのである。

即ち、種々の扶助法に依つて、彼等の不幸を救ひ、労働方法を合理的ならしめた結果、從來の放任時代に比し、一個人の働きに依つて成し遂げられ

る、生産高が、二倍乃至四倍にまで増進したのである。

此一事は實に意想外の結果であつたので、これ迄は、人道、慈惠と云ふ如き、人類の相愛と云ふ點にのみ、立脚地を置いて居た此の種の運動は、今や、

經濟的

と云ふ方面に移つて行つて、一般の工業者は、寧ろ、

自家の利益の爲めに被傭者を好遇する、

と云ふ如き事となり、從來他に強いられて、濫々行ふて來た事が今度は自動的に進んで行ふと云ふ如き事となつた來たのである。

此改善運動の效果は、甚だ偉大なるものがあつて、人道上からも、經濟上からも、極めて著しい成績を挙げ延びては國民の健康を増進し、品位を高め、尙ほ資本家と労働者との間に於ける、彼の恐るべき争鬭をも、漸次緩和せんとしつゝある形勢であるから、歐米の諸國に於ては、近來益此の種の運動が盛んになり行きつゝある現状であるのである。

現に英國に於ては、彼の産業上の犠牲者として、最も注意を要する、失業者の救済設備

に就てい、近來頗る發達せる者があつて、倫敦其他の都市に於ては、大規模の

職業紹介所

を設け、各都市の間に連絡を通じ、電信電話等の通信機關に依つて、常に各地の需要供給を調和し、以つて無職業者に職業を授くるべく、力を盡しつゝあるのである。

其他、労働保險に、保育設備に、歐米各國に於て、近來此の種の事業に向つて、注意を拂ひつゝある事は、頗る盛んなものがあるのである。

現に吾人は亞米利加合衆國に於ける、此種の労働者改善の團體、三個の代表者として、印度に來たのであつたが、其序に貴國に參つて見ると、既に此種の運動は始つて居て、工場法は間もなく實施せられるさうであるし、又た神戸、大阪等の二三の工場を拜見して、既に先見の明ある、賢明なる

工業者は、自發的に、種々の職工の幸福を増進すべく施設を整へて居らるゝを見て吾人は非常に驚き、且つ喜んだのである。

吾人は我が本國に歸つた時、大聲以て我が知友に告げ得るのである、日本に於ても既に此種の運動は始まつて居る。

と、これ吾人が故國に齎す處の、唯一の立派な、土産物であるのである。然しながら、歴史上の事例に就て考へて見ると、政府の一部の當路者や、實業家の二三の人々位が、此種の運動を爲しつゝある時代には、未だ以て眞に彼等の幸福を來す事は出來ぬのである。國民全体、社會の全体が、輿論として此事を主張する様にならなければ到底充分の改善は出來ないのである。されば、速かに此重要事を國民全般に知らしめて、社會的の輿論を喚起しなければならぬのである。斯くするには、何よりも先づ、明敏な頭腦を有する青年が起つて、

労働者現状の研究

に從事し、其真相を社會に傳へ、其悲惨なる境遇の原因を究め、これが救済策を考究し、それを一般國民に知らしめる事が肝要であるのである。前にも述べた如く、労働者特に幼年者、婦女子等の悲惨な労働は、一國々民の元氣に關係し、未來の國民の消長に影響するのであるから國を愛し、同胞を愛する愛國愛民の人士は必ず起つてこれが爲めに、幾分の力を貢獻するの義務があるのである。

要するに、産業の犠牲者と云ふものは、近代大工場工業の特産物であつてこれを救済する事は、國民の發達上、産業の進歩の上に、必要缺くべからざる事であるから、今や世界各國の人士は、競ふてこれが爲めに盡力しつゝあるのである。

東洋の新進國たる貴國に於ても、大いに此の問題の爲めに、舉國一致の運動を起されん事を切望するものである。終りに、此種の研究は、單に學理的の乾燥無味の事業ではなく、必ず熱あり血あり涙ある、情誼的の努力でなければならぬのである。云々

こ、これ確かに吾人の事業に對する、激勵の聲、鞭撻の音であるのである。

吾人は、此の憐むべき工業の犠牲者を救ひ、國民の將來に對する悲運を免れしめんが爲めに、微力を盡しつゝあるものである。

吾人の聲は小さく、以て一世の輿論を喚起するには、餘り微かであるのである。

けれ共、博士の言の如く、職工を其成行くまゝに放任する事の、經濟上不利益である事は、我が工業家の大多數が、既に覺知しつゝある處である。

問題は唯だ、

如何にしてこれを爲し遂げ得べきか

と云へる方法手段にまで進みつゝあるのである。

されば吾人の微かなる聲も、往々意想外の奏効を實際上に現出する事があるのである。

現に、本資料第壹輯の如きは、無名の一平民の著書に過ぎずして、加之世の新進作家の著書の如き何々の官人の題辭、某々の博士の序文と云ふ如き、社會に對する手引き者の如きものをも頼まず、獨立獨行これを出したるに不拘、一般工業界の歡迎を辱ふして、全國の官立民立のあらゆる工場に於て購求せられ、職工待遇の唯一無二の規範として、盛んに利用せられつゝあるが如きは、確かに職工改善の機運の既に黄熟せる事を卜するに足るご、吾人は認むるものである。

本輯は、昨年九月を以て出版する豫定であつた物で、始め

は第壹輯に載せ得なかつた舊稿を集めて出す筈であつたが、第壹輯に對する意外の高評は、吾人をして舊作を其儘出版せしむるを躊躇せしめた。於茲吾人は更に筆硯を洗つて其大半を改作し、約半年間の苦心と努力とを以て辛うじて卒業したのが、此書である。

思ふに、職工を安住せしむべき方策の研究、及び彼等の生活難問題の解決法の講究は、現下に於ける最も重要な事柄であるから、吾人の此小著は、これが資料としては決して豊富充實したものとは云へぬけれども、必ず第壹輯にも増る歡呼聲裡に、我が工業界に迎へらるゝであらうご、吾人は確信するものである。

吾人は順風を帆に孕んで、春の海に錨を抜く船を送るの心

地を以て、我が愛兒たる此書的首途を送るものである。

自序

二四

大正二年三月十五日

梅田の寓居一株の白梅床しき香を送る南窓の下に於て

宇野漁火識

職工問題資料 職工の住居と生活 目次

上編 職工の住居

第壹章 職工に及ぼす住居の影響 一——一七

第壹節 勞働力に及ぼす影響……………一

一 職工の注意力に關係す

二 製品の精粗に關係す

三 缺勤率に關係す

第貳節 勤續率に及ぼす影響……………七

一 寄宿舍在住者は勤續率短かし

二 下宿在住者は勤續率短かし

三 通勤者減少の傾向

目次

一

第參節 健康上に及ぼす影響……………二

一 心身の過勞

二 運動の適宜

三 外部の障害

第四節 品性上に及ぼす影響……………一三

第五節 綜 結……………一五

第貳章 住居別より見たる職工の現状 一八—三八

第壹節 現在職工の住居別……………一八

(職工種別人員數表)

第貳節 住居別の比例……………二八

(住居別百分比例表)

第參章 通勤、寄宿舍、社宅三制度の比較 三九—九〇

第壹節 職工問題上より見たる通勤制度……………三九

一 通勤制度の利益

二 通勤制度の缺點

三 下宿屋の害毒

四 其他の缺點

五 綜 結

第貳節 寄宿舍制度全盛の時代……………五三

一 我が工業の缺點

二 我が職工の缺點

三 寄宿舍制度の害毒

四 是れが救済策

第參節 社宅制度の必要……………七〇

一 社宅制度の利益

- 甲 永続的なる事
- 乙 収入の多き事
- 丙 出勤率の中庸なる事
- 二 寄宿舍に謳歌する思想の謬妄
- 第四節 綜 結……………八七
- 第四章 社宅制度の理論的研究 九一——一二九
- 第壹節 社宅制度の盛んならざる理由……………九一
 - 一 社宅制度に對する非難說
- 第貳節 社宅制度の經濟的研究……………九三
 - 一 社宅の固定資金及び經費
 - 二 寄宿舍の固定資金及び經費
 - 三 両者の比較斷定
- 第參節 社宅に於ける非職工……………一〇二
 - 一 非職工は職工の意志を結合せしむべき要素なり

- 二 現今の社宅に於ける職工非職工の數
- 三 綜 結……………一一三
- 第四節 男女の不權衡……………一一三
 - 一 保護社宅の制度
 - 二 家婦の就業を補助する機關
 - 三 女工の使用を減少する事
 - 四 男子の利用
 - 五 他の事業との連絡
 - 六 綜 結……………一一九
- 第五節 社宅職工の移動に就て……………一一九
 - 一 移動の理由
 - 二 其防止策
- 第六節 社宅利用の不可能說に就て……………一二五
 - 一 其の原因

二 改善策に就て

六

第七節 綜 結

一三七

第五章 社宅擴張策

一二九—一四三

第壹節 社宅の區別的施設

一二九

一 男工社宅

二 保護社宅

三 夫婦社宅

四 準社宅

第貳節 社宅増加の方法

一三九

第六章 結 論

一四三—一四六

中編 職工社宅の弊態と其矯正策

第壹章 職工社宅の弊態

一四七—一七三

一 不取締である……………一四八

二 選擇の疎漏……………一四九

三 改善の機會なし……………一五〇

四 無教育者多し……………一五一

五 輕卒なる結婚……………一五六

六 夫婦兩親として不良なる事……………一五九

七 生計の不如意……………一六三

八 家婦の夜業と幼年者の勞働……………一六四

九 衛生設備の不完全……………一六五

十 新來者に對する待遇の不備……………一七一

第貳章 改善の實例と吾人の卑見 一七四—二〇八

- 一 取締の事……………一七七
- 二 新居住者の選擇……………一八二
- 三 改善の機會……………一八三
- 四 教育の事……………一八七
- 五 結婚の制限……………一八七
- 六 不良の夫、妻、父母に對する制裁……………一八八
- 七 生計の保護……………一八九
- 八 衛生の設備……………一九八
- 九 新來者の優遇……………二〇四
- 十 綜 結……………二〇五

下編 生活難救濟策

第壹章 生活難と救濟

二〇九——二三八

第壹節 職工生活難の實狀……………二〇九

第貳節 如何にして救助すべきか……………二二三

- 一 救濟法の實例
- 二 境遇の改善
- 三 經濟の整理

第貳章 境遇の改善策……………二二九——二八一

第壹節 収入の増加……………二二九

- 一 直接収入の増加
- 二 勤勉獎勵
- 三 勞働の効果増進
- 四 妻女の共稼
- 五 内職の獎勵

六 貯蓄の奨励
第貳節 生活法の利導……………二五九

- 一 飲酒の禁止
 - 二 賭博の禁止
 - 三 趣味の向上
 - 四 時の利用
 - 五 物の處理
 - 六 廢物の利用
 - 七 買物の心得
 - 八 料理法の研究
 - 九 家政法の講習
- 第參章 經濟の整理と保護……………二八二——二九八
- 第壹節 借金の整理……………二八二
- 一 高利の借り替へ

二 懸買の禁止
三 消却法の確立
第貳節 廉價なる物品の供給……………二八八

- 一 米の原價供給
- 二 日用品の分配
- 三 消費組合

第參節 生計の整理……………二九〇

一 計畫ある生計の教導
二 眞面目の生活の指導
第四節 住居問題……………二九二

- 一 社宅の貸與
- 二 住宅料の賞與
- 三 交通費の賞與

職工の居住



(大阪天神橋筋五丁目)

職工の近場借家

目次

第五節 病者の扶助……………二九四

一 無料診療

二 家族の診療

三 共済組合の扶助

第六節 綜 結……………二九七

第四章 結 論……………二九九—三〇二

附 録

一 倉紡の社宅に於ける職工待遇法……………三〇三

二 日本紡績の社宅改善法と其成績……………三二八

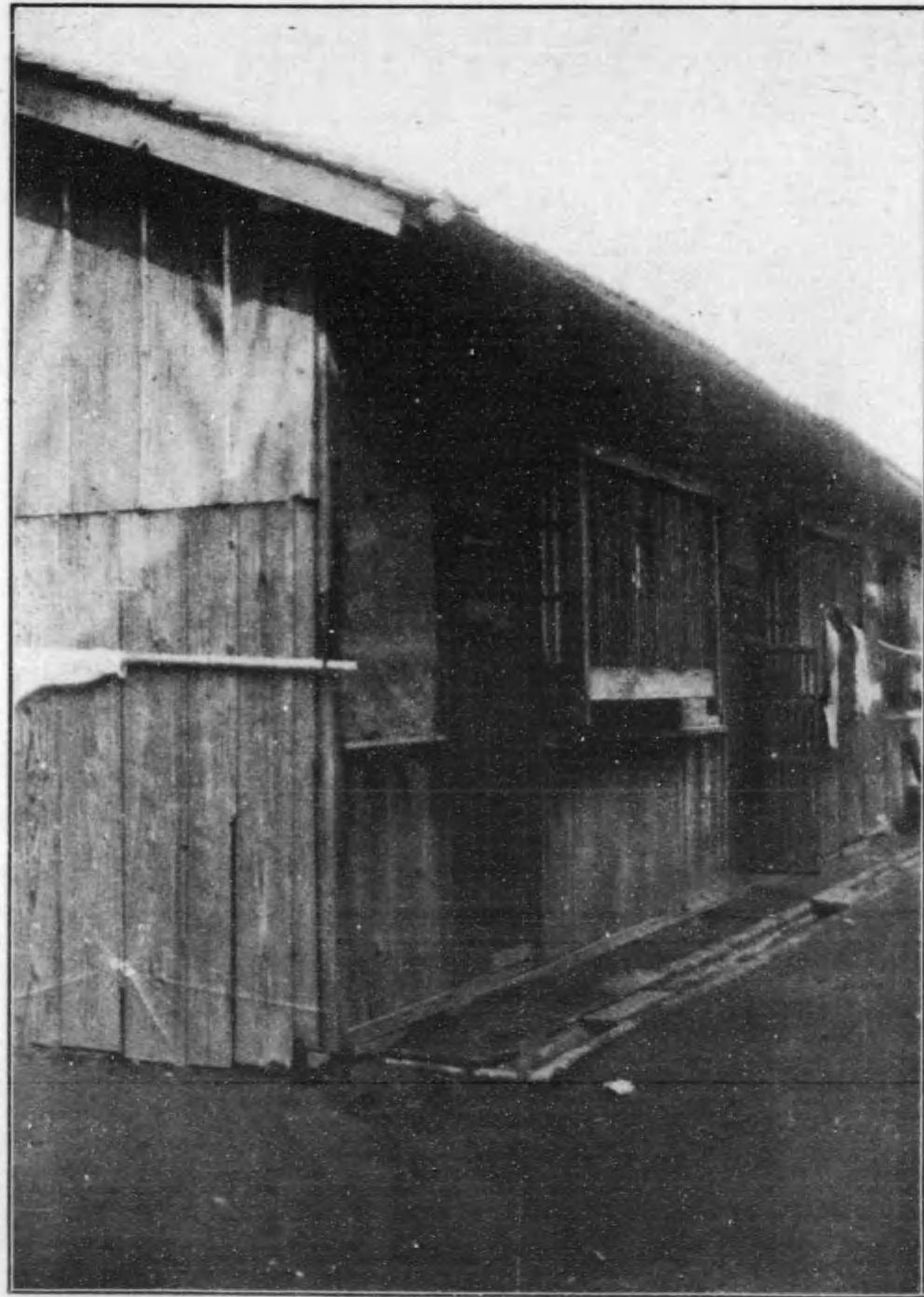
三 大紡三軒家の清愛保育所……………三四〇

四 和歌山紡織に於ける施療法……………三五六

五 白米の元價分配に就て……………三七一

六 生活法利導の實例……………三九二

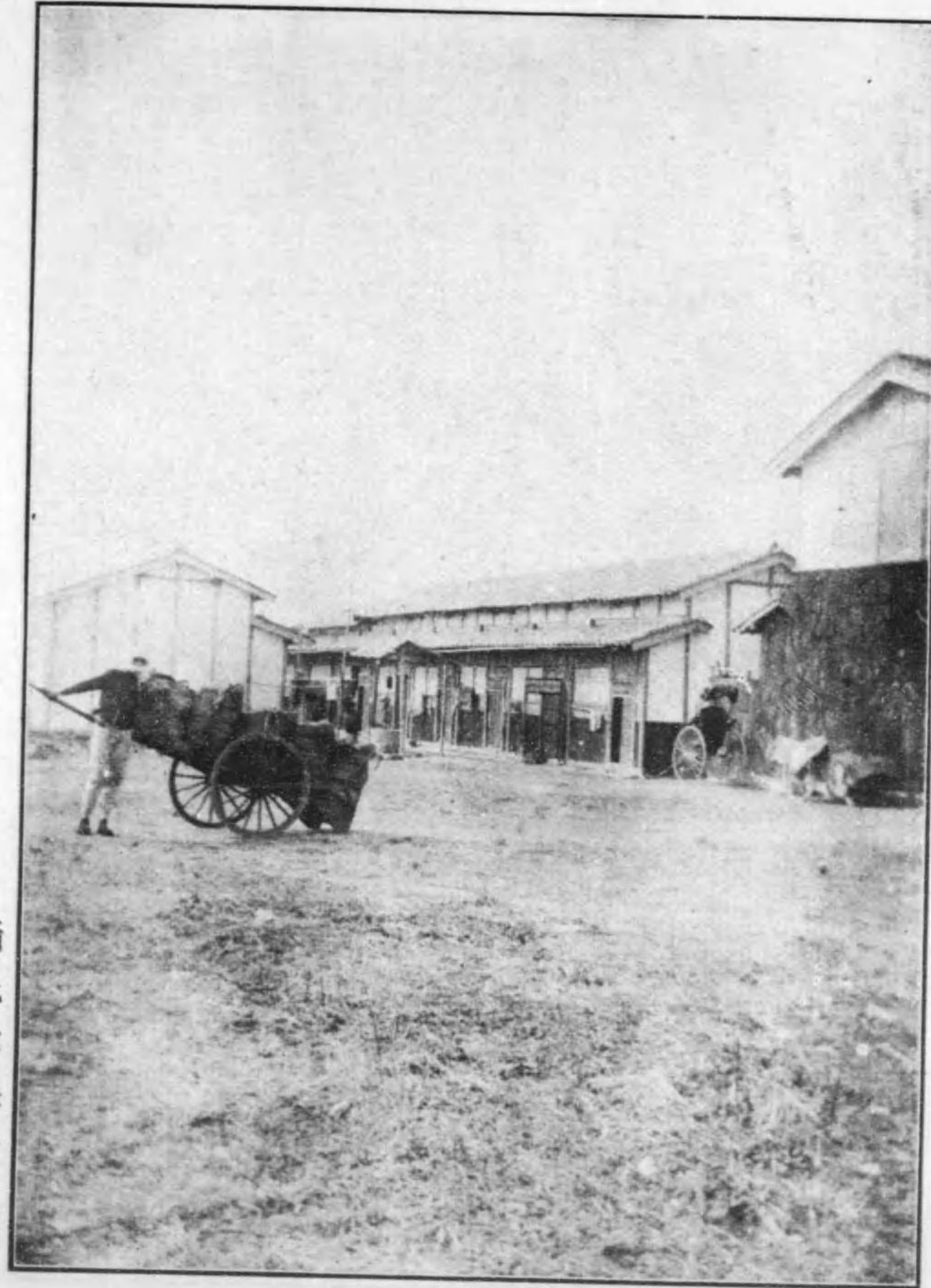
職工の居住



(大阪南区難波)

裏長家

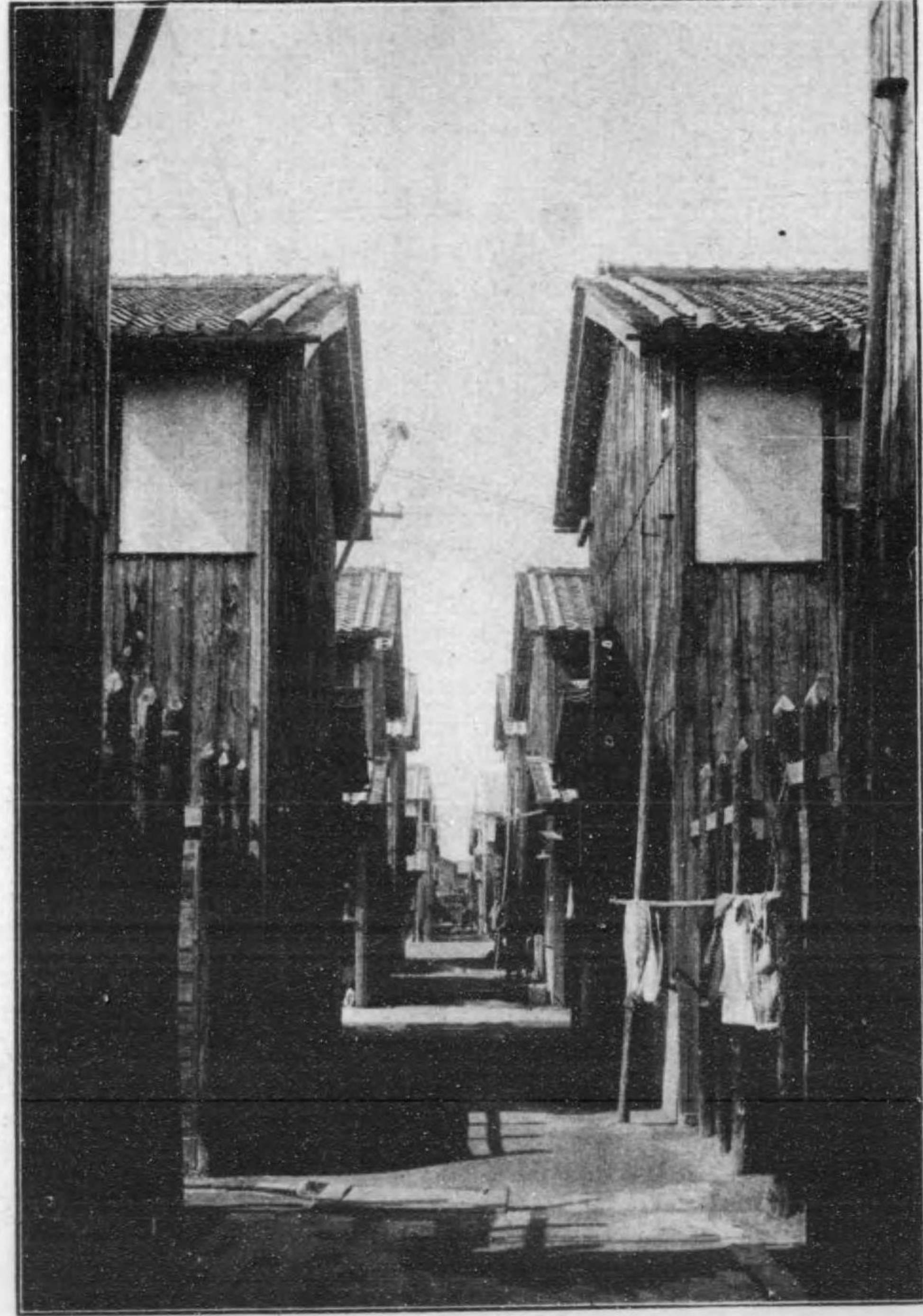
職工の居住



(西成郡豊崎町)

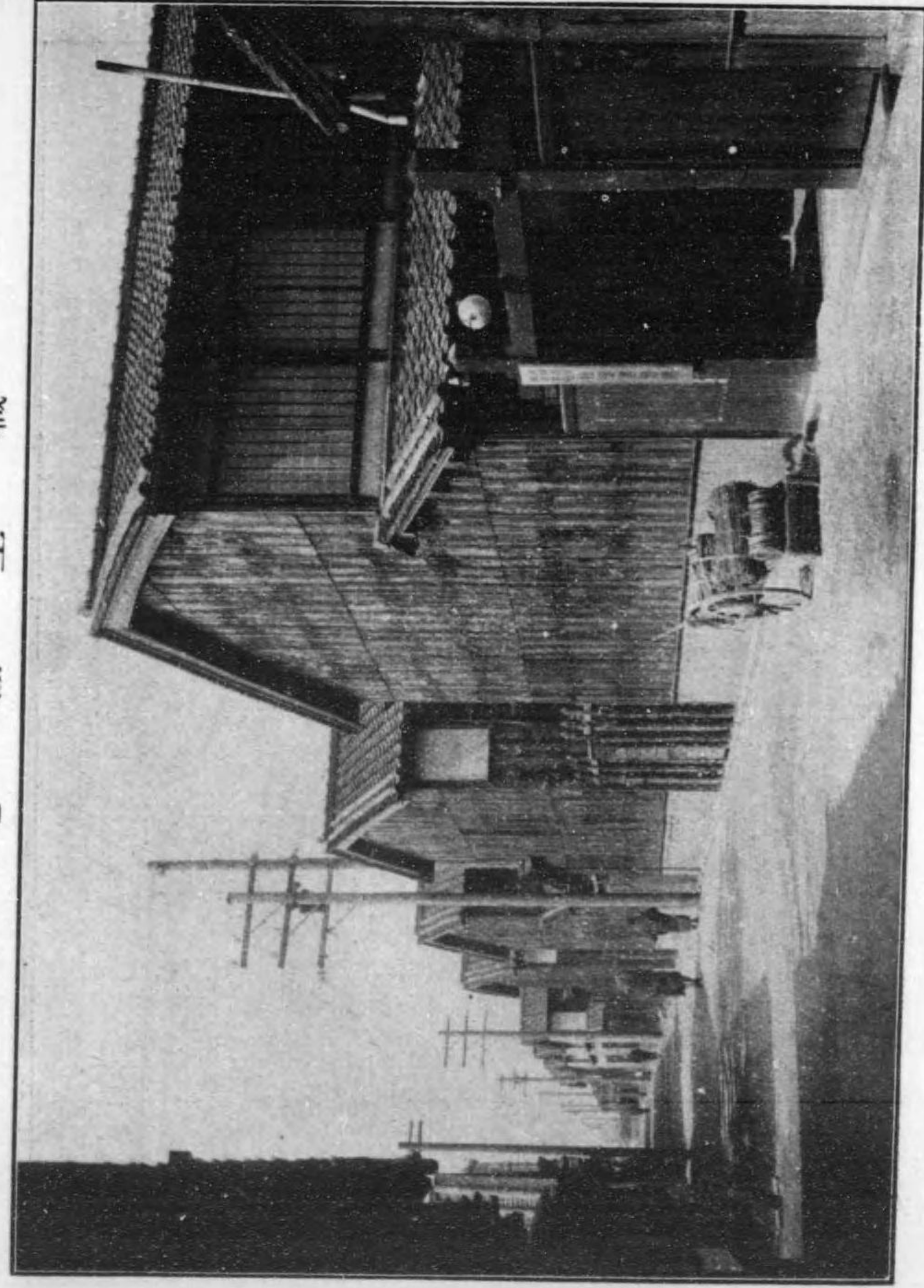
大阪場末の借家

職 工 社 宅



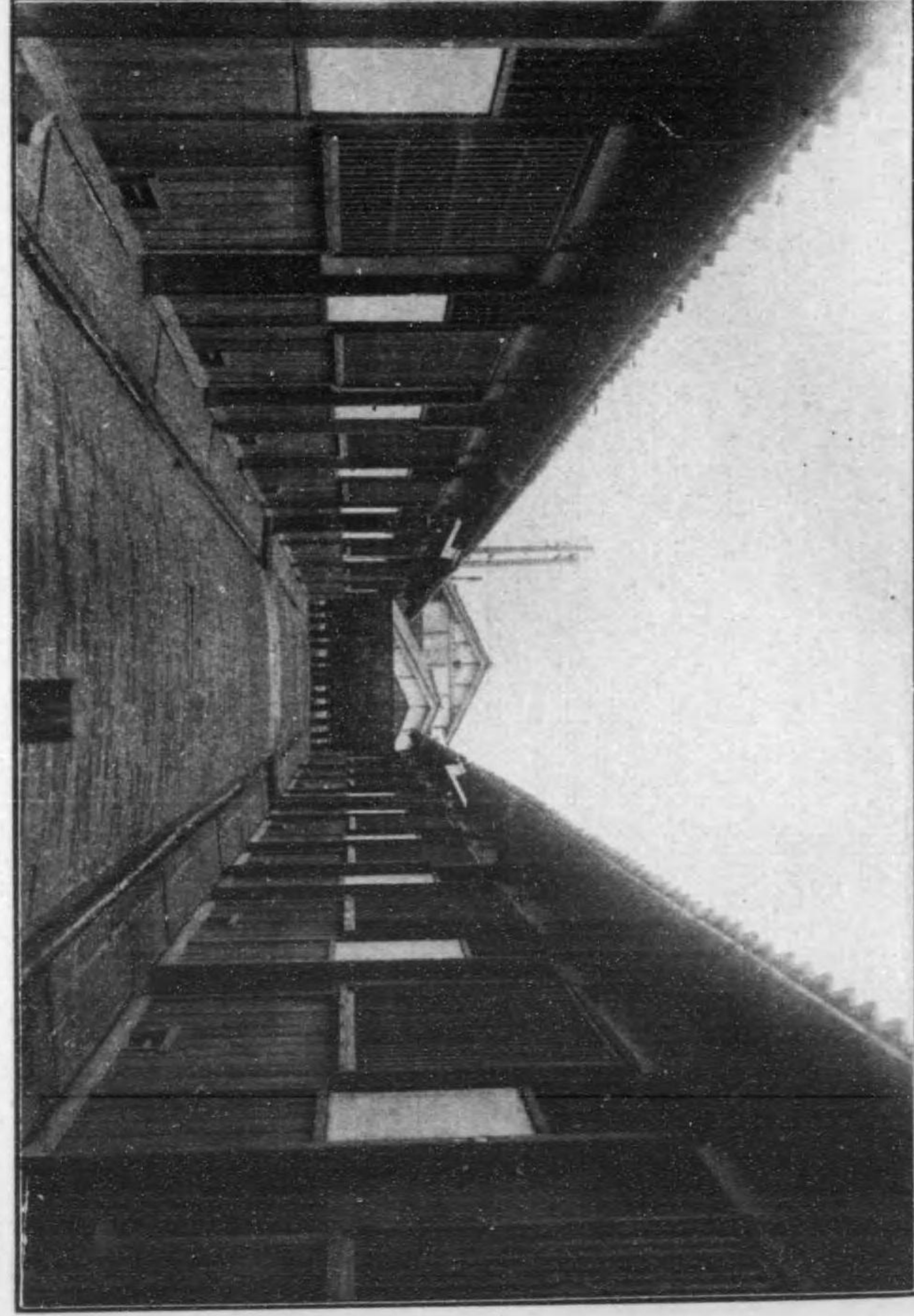
(二) 大紡三軒家の社宅

職 工 社 宅



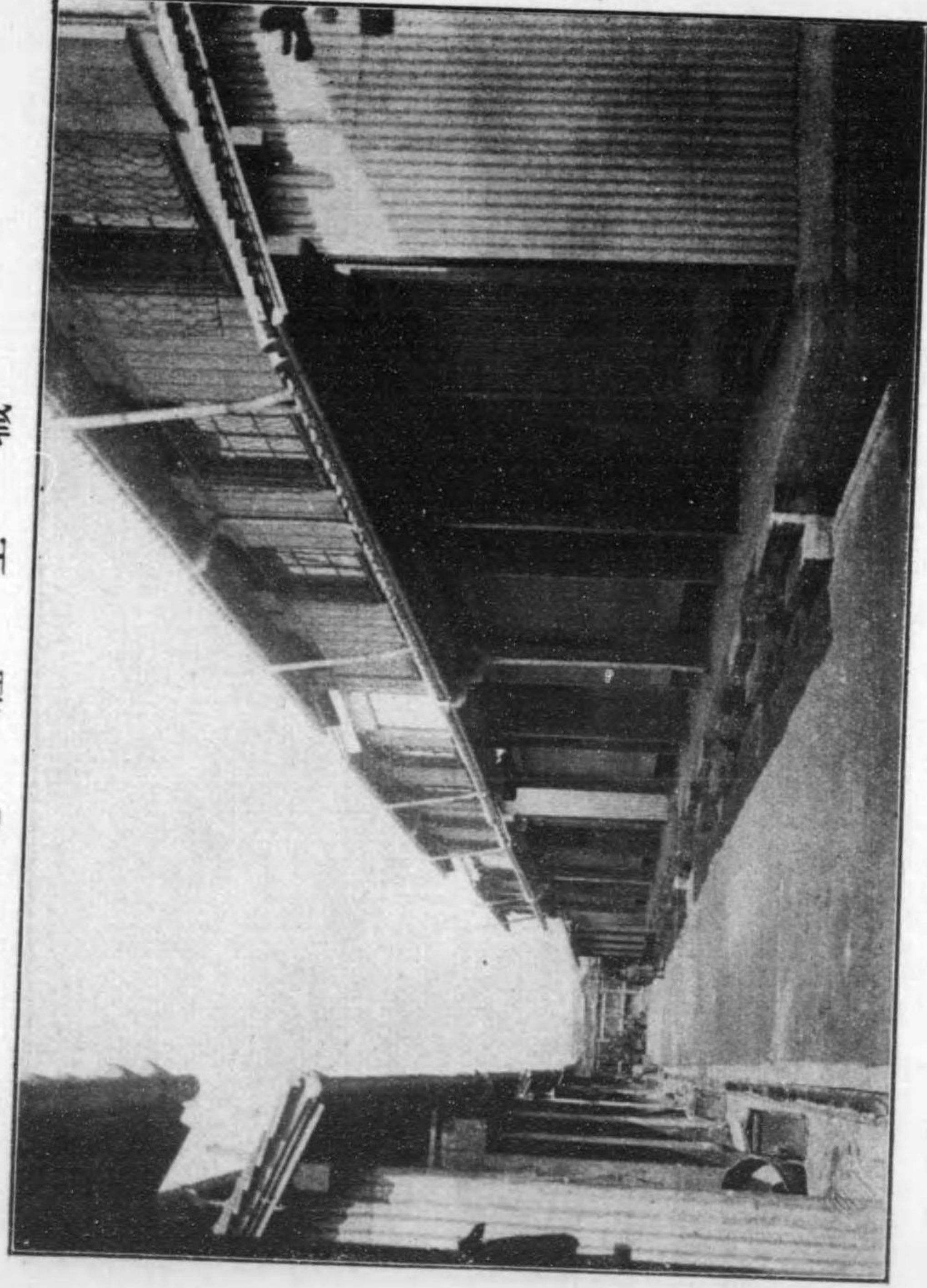
(一) 大紡三軒家の社宅

宅社塙工川津木紡津攝



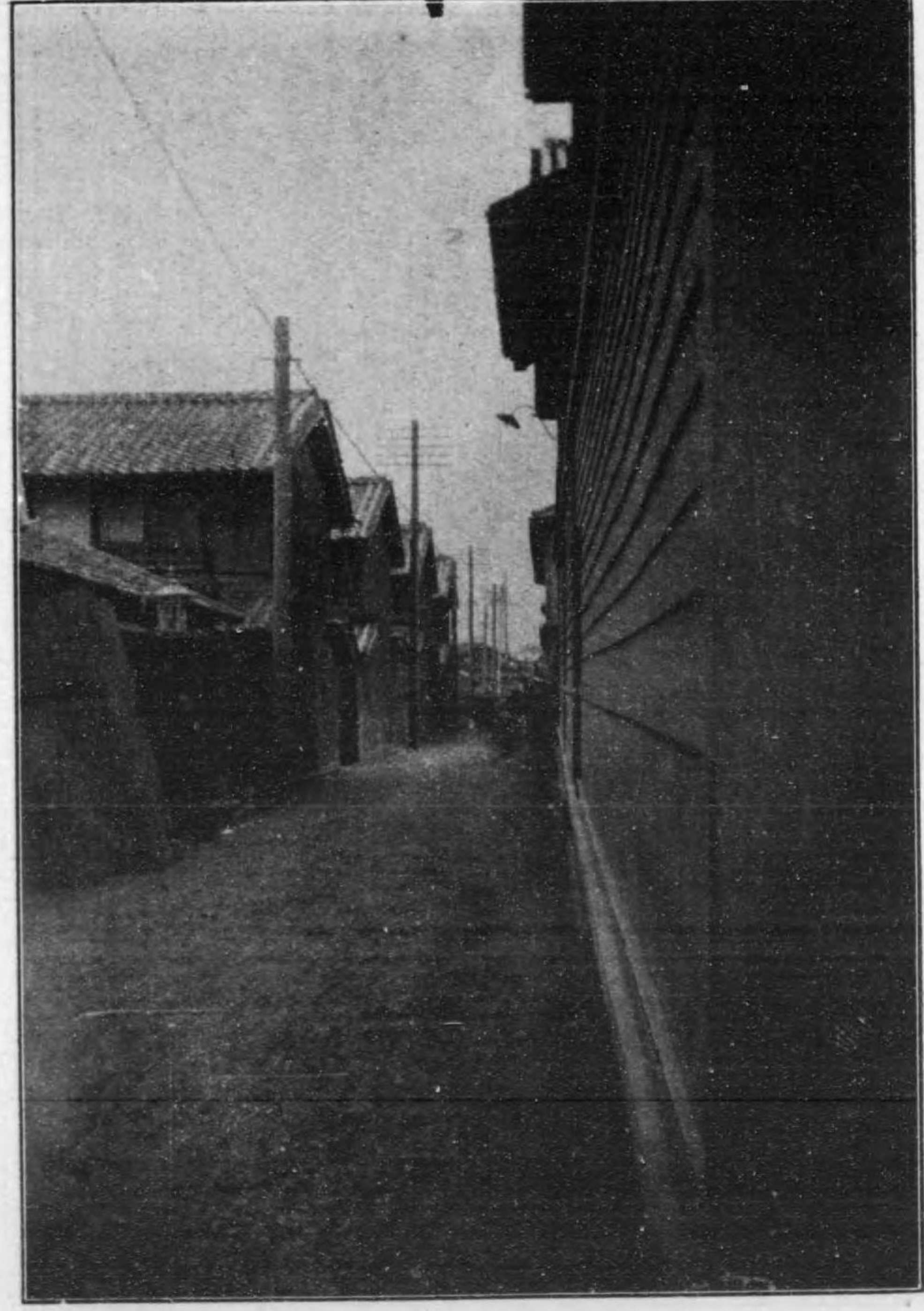
宅社工職

宅社工職



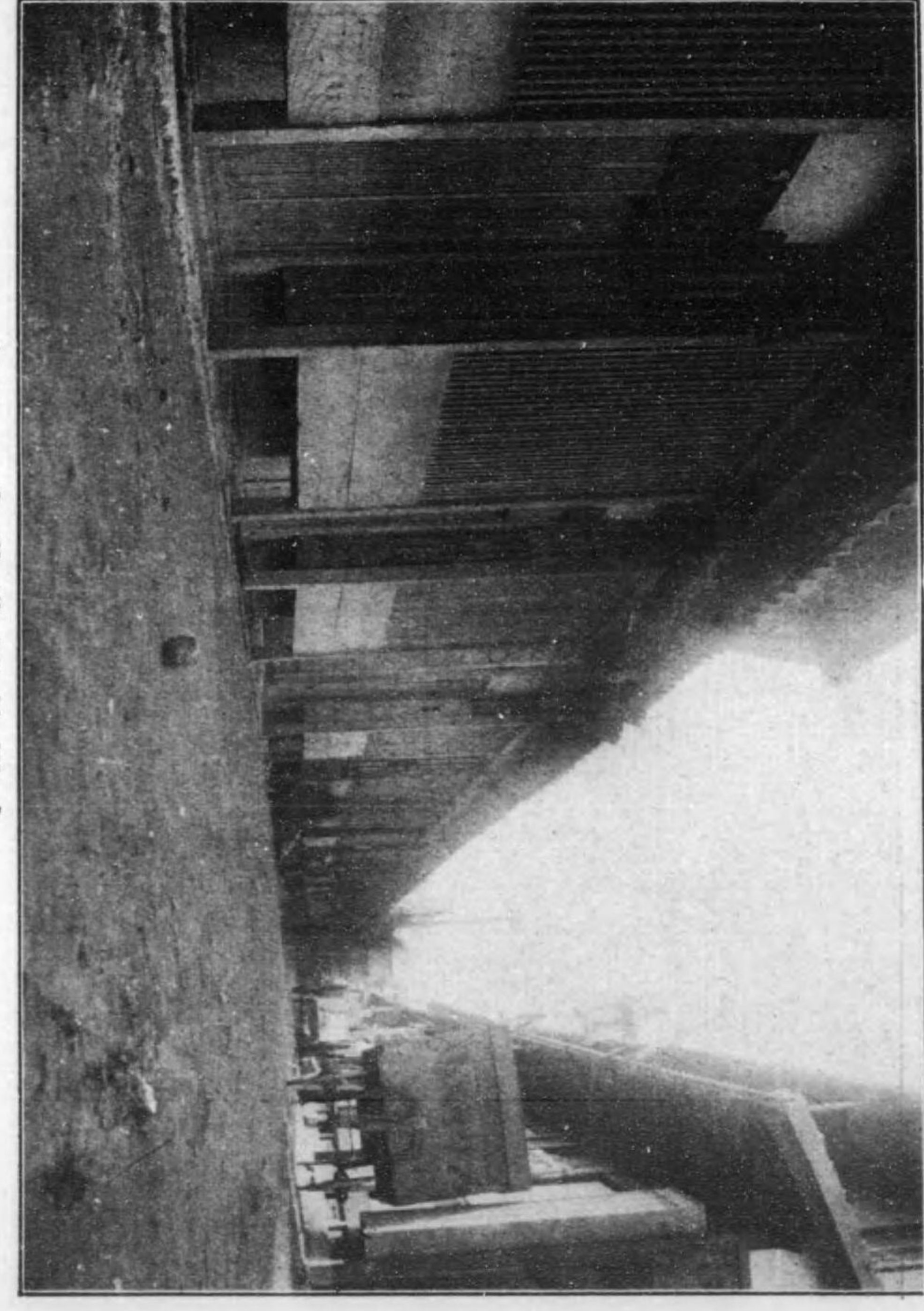
(三) 宅社の家軒三紡大

職 工 社 宅



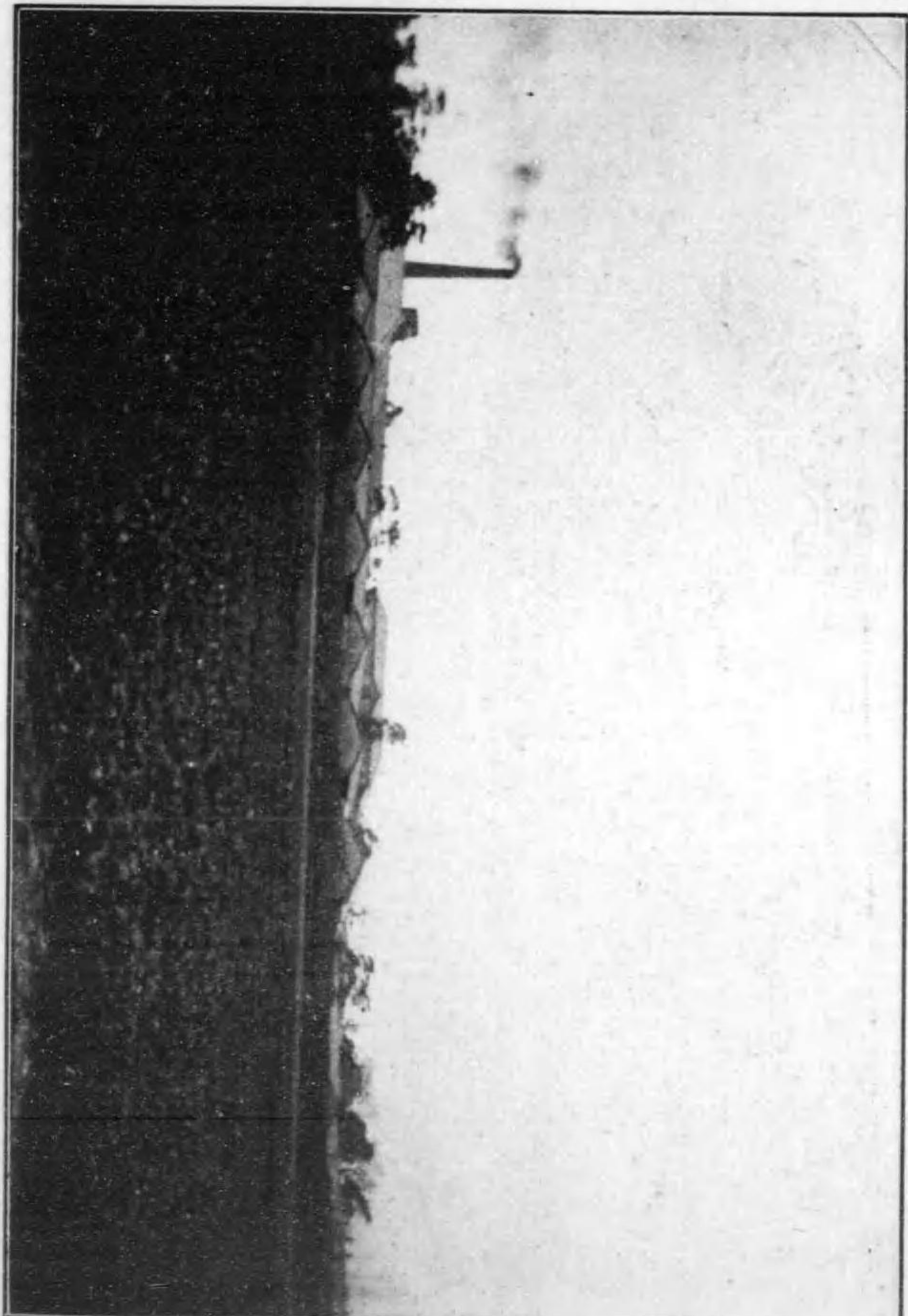
(一) 合 同 紡 天 滿 社 宅

職 工 社 宅



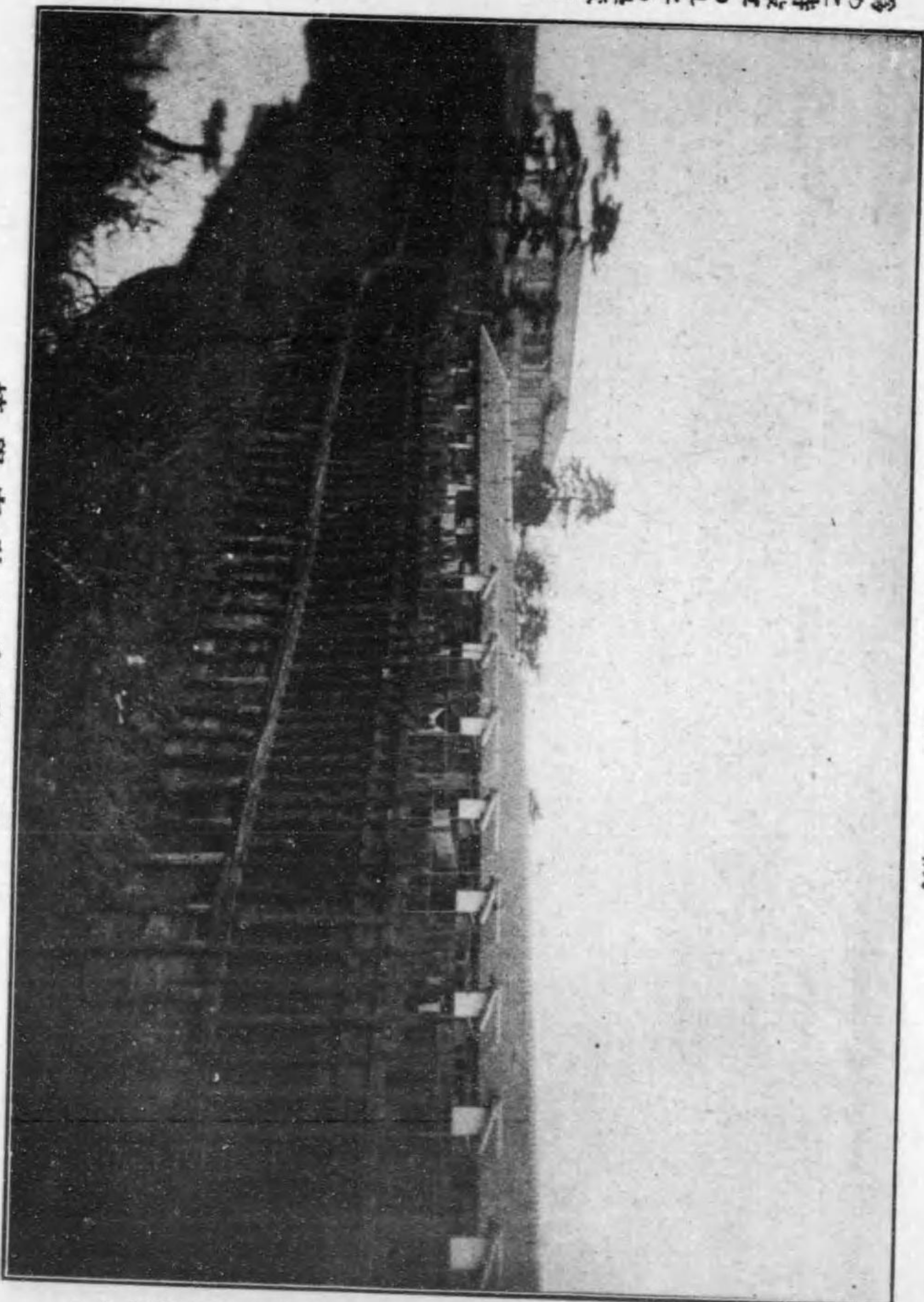
(二) 合 同 紡 天 滿 社 宅

職 工 社 宅



尼紡社住宅の遠望

職 工 社 宅

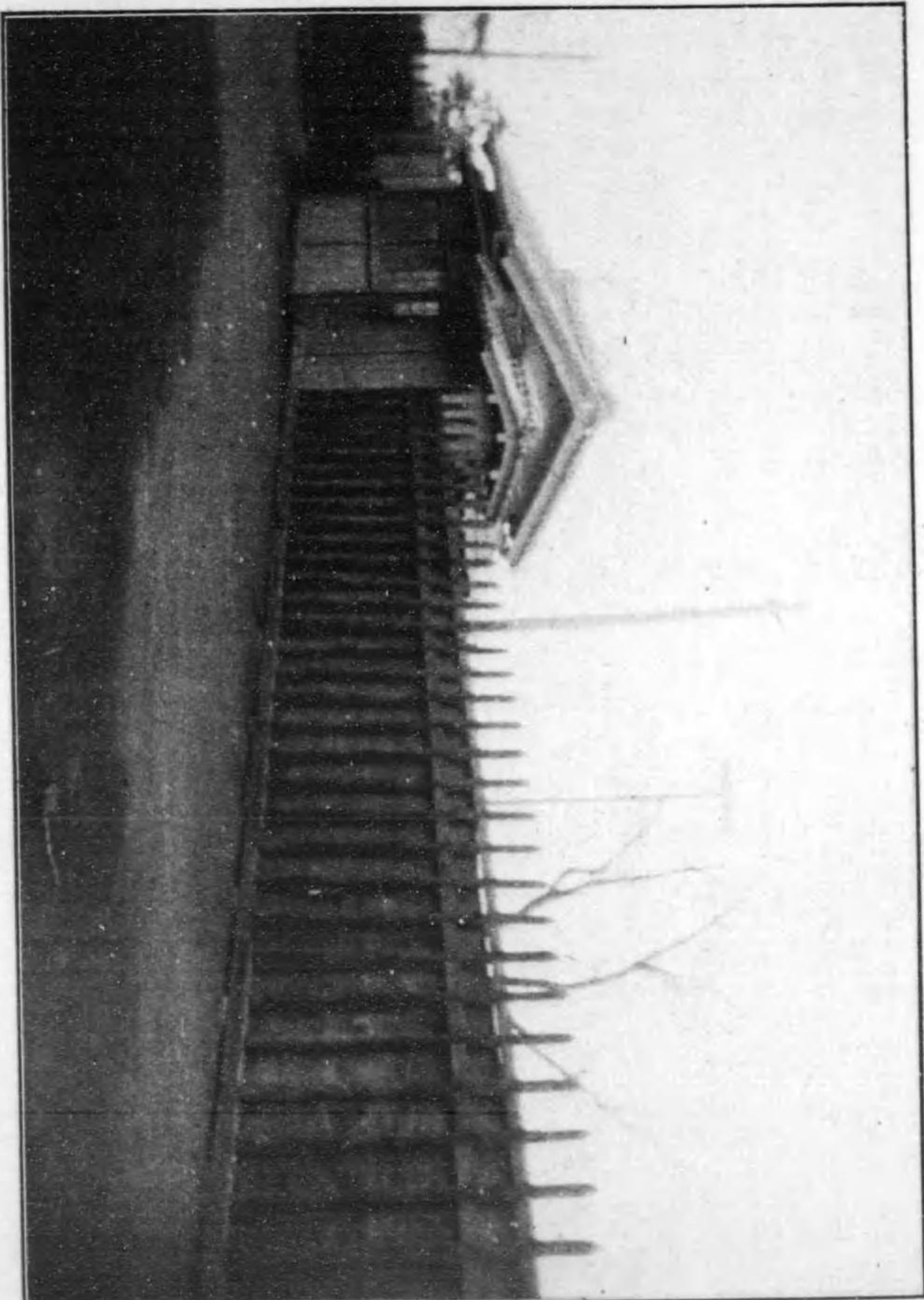


正面松の木に向ふに在る、二階建ての家屋は、社宅の児童を教育する

（尼紡社特有に設けられたる学校なり）

尼紡社住宅と社宅の學校

職 工 社 宅

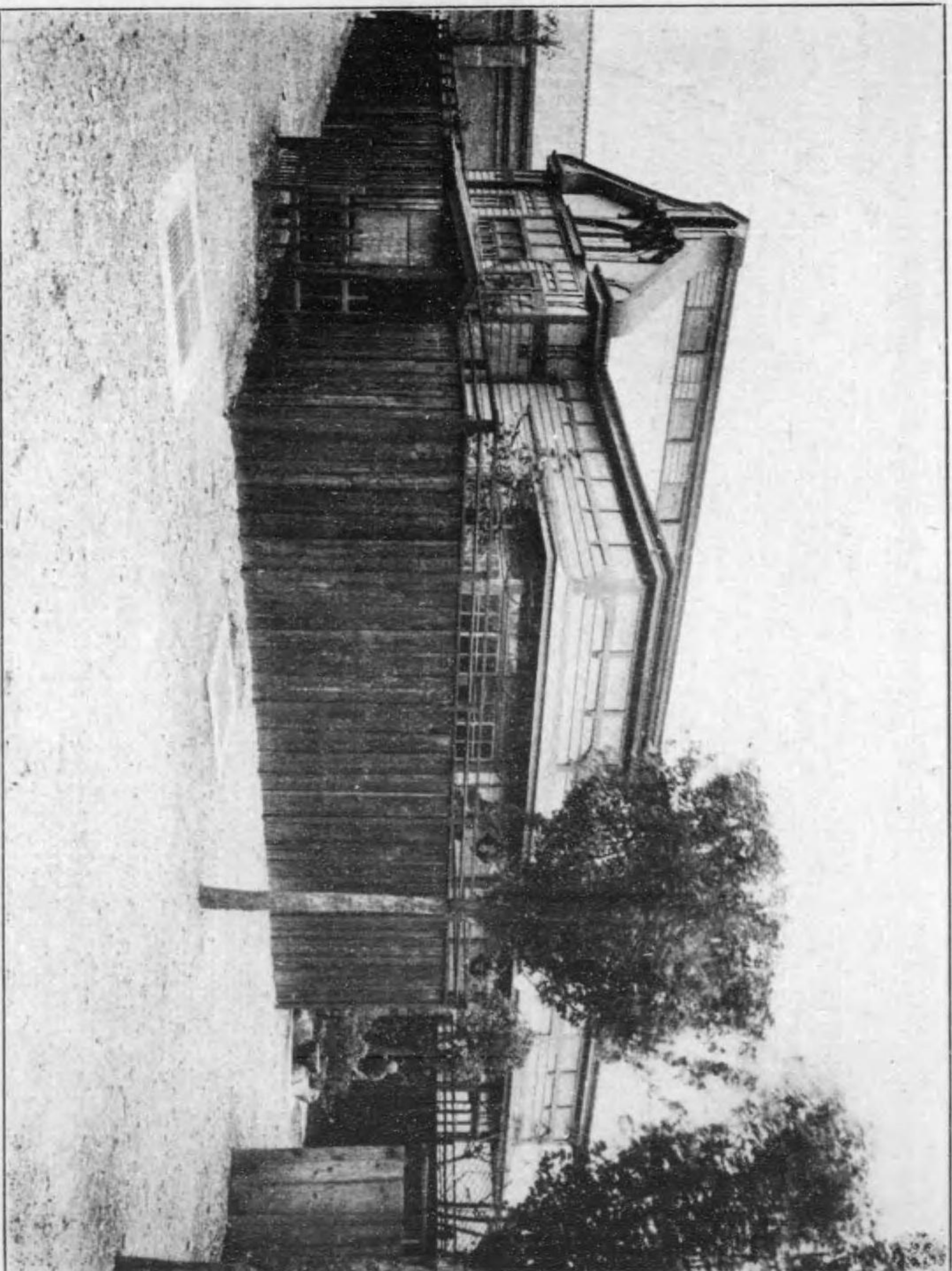


社宅の周囲を塀にて囲み、一ヶ所の門より職工を出入りせしめ、見張所

を設け其出入を監視せしむ、所謂有取締社宅なり

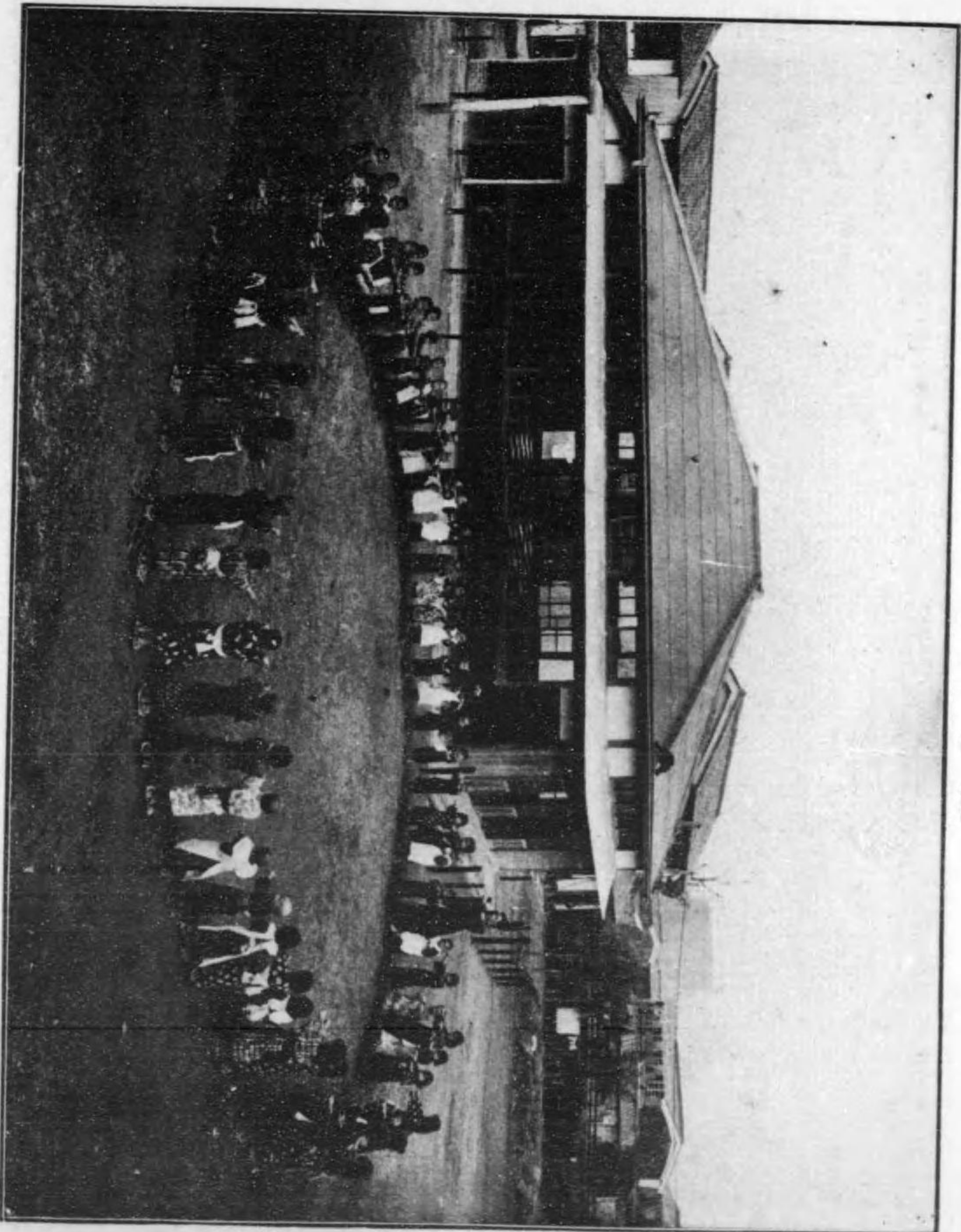
尼紡社住宅の張見所

社 宅 附 屬 設 備



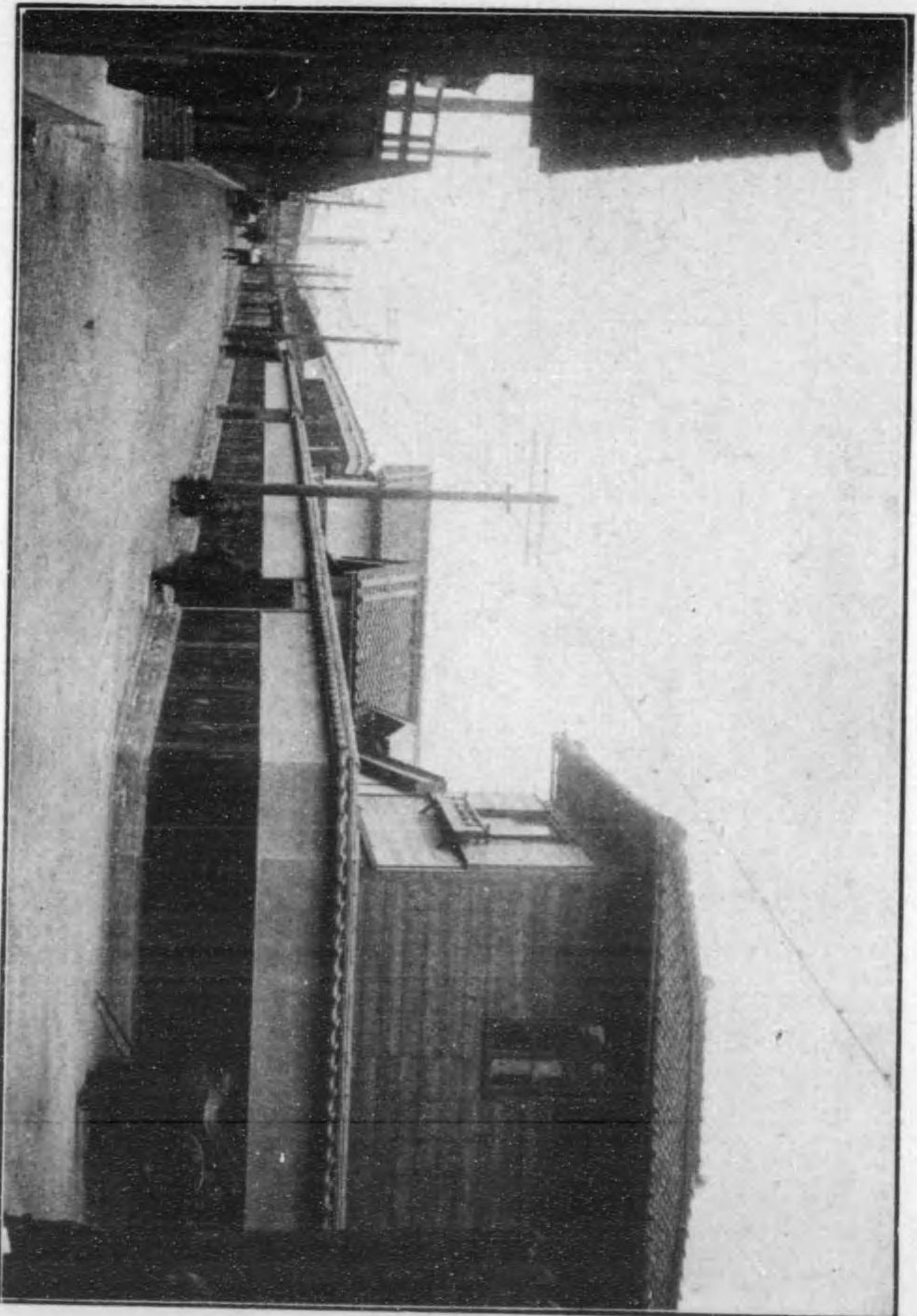
鐘兵衛社住宅住者浴室

備設の屬附宅社



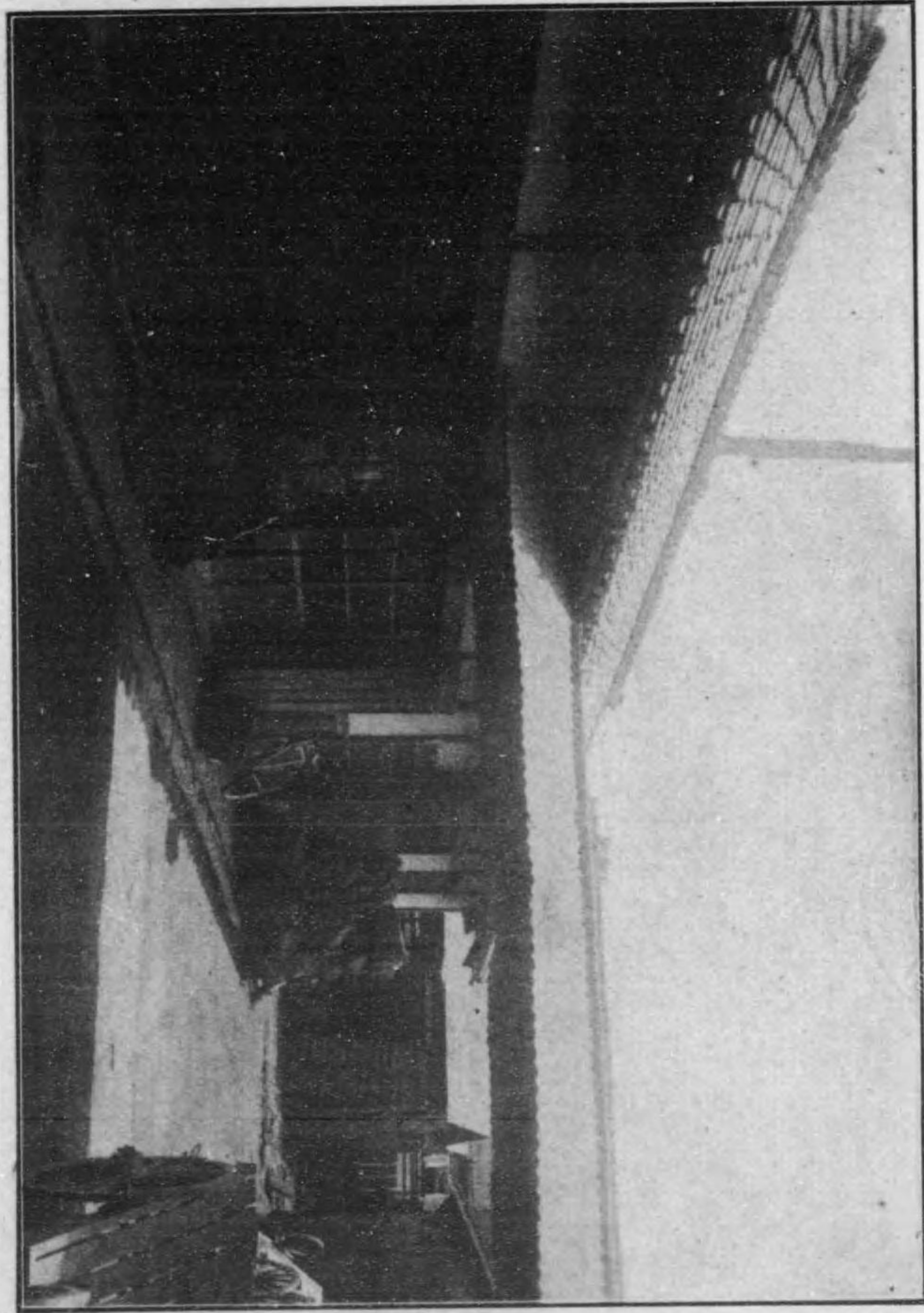
大紡三軒家清愛保育所

社宅附屬の設備



攝津紡日用品分所

編 上
居住の工職



備設の屬附宅社

所給供品物紡大

職工問題資料
第貳輯 職工の住居と生活

工業教育會主事 宇野利右衛門 編述

上編 職工の住居

第壹章 職工に及ぼす住居の影響

第壹節 勞働力に及ぼす影響

職工は云ふまでもなく工業の基本であつて、其良不良は直接に間接に、其事業の盛衰隆替に、密接な關係を有して居るものである。故に此見地から云つて其事業を愛し、其工業の盛運を希ふ處の、工場主若くは工場當事者たる者は、職工の住居に對して、常に其注意の幾分を、拂はなくてはならぬのである。何故ならば、職工の住居の状態は、彼等の心身の健否、風紀品性の良否に、

大なる影響を及ぼす處の、極めて有力な感化物であるからである。

吾人は茲に少しく、其影響の如何なるものであるかと云ふ事に就て、論述して見やうならば、大略左の四項に別つ事が出来る。

- 一 勞働力に及ぼす影響
- 二 勤績率に及ぼす影響
- 三 健康上に及ぼす影響
- 四 品性上に及ぼす影響

此中、第一の勞働力に及ぼす影響に就て考へて見やうならば、職工の住居の良不良、清潔不清潔、秩序不秩序等の現状態の如何は、先づ第一に彼等の、

心身の安定、不安定、を來す者である。

即ち善良な家屋に住居して居る職工の心持ちは、常に伸びやかに、樂天的の傾向があり、不良な不潔な陋屋の中から出て來る者は、常に不安な心理状態を有して居る傾きのあるのは、争ひ難い事實であるのである。

現に吾人の經驗に依つても、職工下宿の不潔の室から通つて來る者、若しくは他人の二階を借りて住居して居る職工に、不正不良な行ひを爲す者が多いのである。

殊に女工に至つては、此點が更に著しく、不潔な貧民窟の裏長家から通つて來る者に、善良な勤勉家は甚だ稀れなのである。

吾人は今手許に、これを立證すべき統計を有しないのは、大いに遺憾とする處であるけれども、此事實は職工の取扱に經驗のある人士の、必ず承認せらるゝ處であらうと信するものである。

今更らながら、

居は心移す。

と云つた、古人の言の意味深き事を、吾人はつくづくと感ずるものであるのである。

如斯、住居は職工の心理を左右するものであるから、其良否は直接に、或は間接に、彼等の勞働力に影響して、不安な心理状態にある者は、何しても其事

業に全力を集中すると云ふ事が出来ず、仕事に對する注意が散漫に流れ易いのである。

次に職工の住居の清潔不清潔、秩序不秩序等の状態は、彼等の仕上ぐる處の、

製品の良否に關係する。

ものである。

此點に至つては、例の『居は心を支配する』と云ふ至言が、更に著しき力を示すものとも云ふべく、不潔な不秩序な、荒ら家に住んで居る職工は、其取扱ふ機械工具の處理、始末、掃淨等も必ず不秩序勝ちであつて、仕事の仕振りも不規則に流れ、従つて其製品の品質も、自然精良を缺ぐのは、理の當に然るべき處であるのである。

此事を詳しく論じやうとすれば、心理學上の理論に入らなければならぬから茲にはこれを略して、唯だ單にかう云ふ傾向は、

人類の習慣性である。

と云ふ事を、一言すればよいので、彼の教育上に家庭教育を、喧しく云ふのと同一事であるのである。

故に吾人は、此見地より我が國現今の工業の状態を見て、我が工業の總てが精巧工業に入るべき境遇時期にありながら、未だ粗造工業の域を脱する事の出來ぬのは、職工の住居の不良、と云ふ事が其因を爲して居るのであらうと、信するものである。

されば、常に工場内の規律や、制度を嚴重にするのみに依つて、工業を改善進歩せしめ、製品を精良に仕やうと努力するのは、未だ根本的の良策と稱する事は出来ぬのである。彼等の住居を改善し、生活を安定せしめた後、始めて其改善進歩は、眞に實行さるゝものであると、吾人は信するのである。

第三に、職工の住居の状態は、職工の出勤率に關係する。

のである。

即ち、職工の住居が工場より、甚だしく遠い距離にあるとか、道路が不完全

であるとか、若しくは誘惑物の多い箇所が存在するとか云ふ場合には、其所から出勤する職工の缺勤数は、何うしても多くなるのを免れないのである。

殊に雨降りの日とか、寒い時とかには、第一、第二の者の缺勤が多くなり、物日とか縁日とかの時には、第三の者が多く缺勤し、爲めに工場の作業に少なからざる障碍を來すものである。

故に通勤職工の散在して居る住居は、大抵工場から一里以内の土地に限られて、それ以上の土地からは、汽車電車等交通機關の力を借る者の外は、通勤する事の稀れなのは、第一の理由を現示して居るので、又た都會の通勤職工が兎角缺勤勝ちで、當てにならぬのは、第三の理由に因るのであると、吾人は信するるのである。

以上の如く、職工の住居の現状の、清潔不清潔、整頓不整頓及び、工場との距離、附近の状態等は、

A 職工の注意力に影響し、

B 機械及原料製品の取扱處理方に影響し、

C 出勤、缺勤の率に影響する、

ものであるから、工場経営上、頗る注意を要する、重大事と云ふも決して過言ではないと信するのである。

第貳節 勤續率に及ぼす影響

次に、職工の住居の状態が、職工の同一工場に勤續する期間に、重大なる影響を及ぼすものである、と云ふ事は争ひ難き事實であるのである。

我が國の各種の工業に於ける、職工の勤續率が概して短かく、殊に紡織工業に従事する職工に至りては、同一の工場に一ケ年以上を勤續する者は、僅かに其總數の三分の一位に過ぎずして、全職工の平均勤續期間は、七八ヶ月に過ぎないと云ふ如き有様であるが、これが主因は一に全く、彼等の住居問題に依るのであると、吾人は考へるのである。

何故に住居問題が、然かく職工の勤續率に關係するかと云ふ理由を、左に少しく述べて見やうならば、我が國の職工、殊に紡織業の職工にありては、土着の者少なくして、他國よりの出稼職工多く、加之女子が其大部分を占めて居る

が爲めに、其住居は寄宿舎を最多とし、通勤者は僅かに男女工全数の十分の三若しくは四以下に過ぎぬのである。又た男工に於ては、獨身者多きが故に、下宿屋に居る者が多数で、自炊生活を爲す者でも、大抵他人の二階を借り受けて其所に詫びしい、單易な生計を爲しつゝあるのである。

然るに此寄宿舎、及び下宿屋なる者は、其趣きこそ大いに徑庭はあれ、非家庭で、何等の意志結合の要素も無く、彼等をして離れ難く、去り難き情緒を起さしむべき、精神上的の結合力を缺いて居る點に至つては同一である。(此事項に就ては後章に詳論する。)故に是等の一時的住居に居る所の職工は、何等の羈絆をも感せずして、昨日まで住み慣れた、我が住居を見捨て得るのである。

此所もまた、我れ住み憂しとさすらは、

松はひとりになりもやすらん。

實に人は情の動物である。西行法師にあらざる凡人の心にも、我が家族一家と共に、住み慣れた家を去るに當つては、離れ難な、去り難な羈絆に心を引かるゝ者である。

然るに、現時の職工が、何等の悲みもなく、苦痛もなく、寧ろいそいそとして、籠を免れ出たる小鳥の如く、従来起臥したる住居を見捨て去るのは、全く其住居の性質が、極めて非家庭的で、非情緒で、無趣味、沒情的である爲めであるのである。

されば吾人は、我が職工の勤績率の概して短いのは、一に全く其住居の不良な原因するのであると、信じて疑はぬ次第であるのである。

更に今一つ、都會の工場に於いて、職工を奪い去る障礙物は、工場の附近に存在する、職工向きの貸し長家の漸次減少して行く事である。これは始め工場の設立せらるゝ當時には、其附近は大抵市外の、所謂場末であつて、従つて其所に建築せられた、職工向きの長家も、極めて粗末な荒ら屋で、従つて家賃も安く、職工の住居に適當して居たのが、其後都市の膨脹と、工業の發達とに依つて、漸次市街地の殷盛なる部分となり、従つて家屋は新式の立派なる物に改造せらるゝと同時に、頓に家賃の騰貴を來し、職工の住居には適せぬ様になり若しくは従來の長家敷地は、工場地と變化すると云ふ如き、激しい變遷の爲め

に、職工の住居は、市外の場末へ場末へと追ひまゝ、られて行く、傾向があるのである。

これが爲めに、職工は漸次工場附近より追はれて、遠く距たりたる處へ移つて行きつゝあるのである。

然るに上述の如く、職工が通勤して来る區域には、或る一定の限度があり、殊に都會の地に於ては、到る處に職業を得る途があるから、甚しく永く其事業に従事して、既に専門的の技能を有する少數の者の外は、大抵其住居を移すと同時に、其職業をも轉じて、他業に入るを常とするのであるから、工場は其附近に於ける職工向きの家屋の減少すると共に、通勤の職工を奪ひ去らるゝのである。

斯う云ふ風に、職工の住居の状態は、彼等の勤続率に影響するものであつて上述の如く我が職工の勤続率の概して短いのも、全く其住居の不完全、不自然に因るので、故に近來都會の工場に於ける、一大難問題たる、

通勤工の減少し行く傾向

は、上に述べた如き、工場附近に於ける職工向きの家屋の、漸減と云ふ事に基く點が、頗る大きいのであると、吾人は考へるのである。

第三節 健康上に及ぼす影響

第三に、職工の住居の状態が、職工の健康の上に重大なる關係を有して居ると云ふ事は、元より云ふまでも無い事であつて、清潔な心地よい家屋に住んで居たならば、健康上に少なからぬ利益があり、又た不潔な陰鬱な家に住んで居たならば、健康上に大なる損害のあるべき事は、何人とも考へ得る處の事柄であるけれども、更に詳しく考へて見ると、これ以外に住居の不良、遠近、位置等は、左の三つの影響を、職工の健康上に及ぼすものである。

- 甲 心身の過勞、
- 乙 運動の適宜、
- 丙 外部の障害、

此中甲は、不良なる住居、若しくは遠隔の住居より來る弊害で、現今の通勤職工の多數が受けつゝある、悪影響であるのである。

殊に他人の家の、二階借りを爲しつゝある自炊職工、若しくは夫婦職工の如きは、帰宅後不便を忍びて、食物の炊調を爲さなければならぬが爲めに、他の一般の職工に比しては、幾多の勞苦を負ふて居るのである。

されば、近來諸方の紡織工場に於て行はるゝ處の、

工場食堂に於ける三食の供給、

と云ふが如き事は、此の住居の不完全に依つて蒙る、食物調理の勞苦を救ふ一方法として、職工問題上必要な施設であるのである。

次に、乙は、善良なる住居、特に適當な距離に於ける住居が、彼等に及ぼす處の善影響であつて、通勤職工の利益の最たるものである。

即ち

一 朝夕の通勤に於ける歩行は、身体各部の運動を調整して、工場勞働に依る處の、身体一部偏用の害を少くする事、

二 終日の勞働に疲れたる身心も、全く解放されたる状態に在る處の、我が家庭に歸り、大なる慰安を得るが故に、疲勞の回復著しくして

健康上少なからざる利益ある事、

等の利益であつて、此二事は寄宿舎に在住する職工、若しくは下宿住居の者の到底享有する事の出來ぬ、通勤職工獨特の利益であるのである。

三に、丙は職工の住居が、不衛生地、若しくは不良の風俗ある土地にある時の障害であつて、特に悪疫流行の際の如きは、其職工個人の身体に、危険を蒙るのみならず、工場全体の人々にも、危険を蒙らす譯であるから、最も恐るべき悪影響と云ふべきである。

以上の如く、職工の住居の状態は、其個人の健康上、若しくは工場全体の人員の健康上に、善悪二様の影響を蒙らすものであるから、工場衛生の上から見て、決して輕視すべからざる、重大な事項なのである。

第四節 品性上に及ぼす影響

『居は心を移す』すと云ふ古諺は、前に屢云つた處であるが、職工の住居の不良は、直接職工の心に重大な感化を及ぼして、其品性風紀を左右するの力を有するものである。

現に頃日吾人は、某市に在る處の、某大工場の主腦者から、左の如き言を聞いたのである。曰く、

『此工場の職工の、風紀品性の破壊者は、某々町邊の裏長家から通勤して來る、男女工であります。寄宿舎や社宅の職工には、種々の手段を以て矯風改善の途を講じて、漸次其成績も見えて來るのであるけれど、此の通勤者は如何にしても矯正するの途がない。』と云ふて彼等を打捨て、置いたのは、他の寄宿舎や社宅の者の改善策を、片は、しから破壊されて仕舞うから何とか仕て改めて行きたいと思ふのであるけれども、彼等の家庭の邊は有名な風紀の良くない處なので、彼等は其感化を受けて居るのであるから、中々容易な事では、これを矯正する事も出來ぬので、殆ど困難して居る次第である云々』

と云ふ事であつた。

吾人は此言を聞いて、如何にも道理ある言葉であると首肯したのである。彼等の悪いのは、其家庭が良くないのと、附近が良くないのことに依るので、これ

を改めるには、彼れの全家を擧げて、不良地から移して、善良な住居を興へ、然る後ち矯風策を施さなくては、到底効力がないのである。

其上此の主腦者の言葉の如く、惡風陋習と云ふものは、一種の傳染病の如く他の善良な者にも感染して、多くの職工を不良の風習に誘ひ入るゝものであるから、工場經營上、大いに注意を要する事項であるのである。

斯の如く、職工の住居の状態は、職工個人、若しくは工場全体の職工の、風紀品性に、大なる影響を及ぼすものであるから、善良な職工を自工場に使用し以て精良な製品を得、事業の隆盛を計らんとする工場當事者は、此點よりしても、彼等の住居に注意し、其改善を希圖するの必要があるのである。

第六節 綜 結

以上四節に於て論述せし如く、職工住居の良不良は、直接、間接に、職工の勞働功率に影響し、勤績率に影響し、健康上に影響し、品性上に影響する、極めて重大なる、根本的問題であるのであるから、自己の事業を愛し、工場の盛運を希望する工場主、工場當事者たる者は、何よりも先づ第一に、此の問題

に對して、充分の注意を拂ひ、多少の努力と、費用とを投じて、職工の爲めに比較的完全なる、住居を供給すべきは、最も必要な事項であるのである。

然るに従來の工場主、及び工場當事者は、工場以外に於ける職工の休戚に關しては、頗る冷淡であつて、單に集める事にのみ力を注ぎ、其集め得た處の者は、寄宿舍、下宿屋と云ふ如き、根本的に於て一時的、非家庭的な住居に收容し、それにて充分に盡すべき手段を了はれり、と考へて居つた人の多かつたのは、甚だしい、斯問題上の缺陷であつて、職工問題のあらゆる困難は、一に此の謬想に基くものと云ふも、決して過言ではなからうと、吾人は思爲惟するものである。

殊に、住居より來る損害の、比較的少ない田舎の工場に於ては、割合に此の住居問題に注意する事多く、比較的障害の多い都會の工場に於て、これに對する注意の缺乏して居つたと云ふ如き、傾向の見らるゝ事は、特に甚しき謬見と云はなければならぬのである。

これは、田舎の工場には、比較的善良な通勤者が多く、都會の工場には、通

勤者少く、假令あつても善良な者の少ない、と云ふ事實上の必要から、自然に斯の如き傾向を生じたのであらうけれども、これが既に甚しい謬見であつて、田舎の工場が比較的善良な通勤者の得易いのは、住居に關する問題が少い爲めで、都會の工場に通勤者の善良なものゝ少いのは、住居に關する障害の多い故であるのである。

されば、障害の多い都會の工場程、餘計に力を注いで此問題を解決し、善良な通勤者を得る途を講ずべきに、眼前の不成績に絶望して、此重大問題を等閑に附する工場が多いのは、吾人の甚だ遺憾とする處であるのである。

吾人は切に工場當事者に向つて、思ひをひそめて、此點に考慮を加へられん事を望むものである。

第二章 住居別より見たる職工の現状

第一節 現在職工の住居別

前述の如く、職工の住居の状態は、多大の影響を職工の身心に及ぼすものである事は、争ふべからざる職工問題上の、事實であるのであるが、然らば我國現今の工場主及び工場當事者は、此點に對して奈邊まで意を用ゐつゝあるかと云ふ事を調べて見ると、頗る心細い現状に在るものであるのである。

吾人が近く調査した、紡織工場其他二三の工場に於ける、現在職工住居別の數字を茲に掲げて見ると、實に左の如きものである。

職工種別人員數表(大正元年八月中旬)

(本會調査)

工場名	種別	現在員數	寄宿職工	社宅職工	通勤職工
大阪紡績三軒家工場	計女	一、〇七七	二、七三九	一、九七	七四一
	計男	五、〇〇一	二、八八六	五、〇七	一、六〇八

工場名	計		計		計		計		計		計		計		計		計	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
同上 四貫島工場	三、七七一	四、三六九	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八
攝津紡績木津川工場	三、七七一	四、三六九	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八
同上 高田工場	三、七七一	四、三六九	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八
同上 平野工場	三、七七一	四、三六九	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八
同上 明石工場	三、七七一	四、三六九	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八	二、一七一	二、七九七	一、四六五	一、三八七	五、三五四	五、〇五五	九、六九三	六、二九八
合同紡績 天満支店	二、七七一	三、三六九	一、一七一	一、七九七	〇、四六五	〇、三八七	四、三五四	四、〇五五	七、六九三	六、二九八	一、一七一	一、七九七	〇、四六五	〇、三八七	四、三五四	四、〇五五	七、六九三	六、二九八
同上 住吉支店	二、七七一	三、三六九	一、一七一	一、七九七	〇、四六五	〇、三八七	四、三五四	四、〇五五	七、六九三	六、二九八	一、一七一	一、七九七	〇、四六五	〇、三八七	四、三五四	四、〇五五	七、六九三	六、二九八
福島紡績 大阪本店	一、〇七七一	一、三六九	〇、一七一	〇、七九七	〇、四六五	〇、三八七	二、三五四	二、〇五五	三、六九三	三、二九八	〇、一七一	〇、七九七	〇、四六五	〇、三八七	二、三五四	二、〇五五	三、六九三	三、二九八
同上 福山支店	一、〇七七一	一、三六九	〇、一七一	〇、七九七	〇、四六五	〇、三八七	二、三五四	二、〇五五	三、六九三	三、二九八	〇、一七一	〇、七九七	〇、四六五	〇、三八七	二、三五四	二、〇五五	三、六九三	三、二九八

倉敷紡績 本社工場	同上 玉島工場	松山 株式會社工場	愛媛 株式會社工場	明治 合資會社工場	三重紡績 本社工場	同上 愛知分工場	同上 尾張分工場	同上 桑名分工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
一、二、九、二、四、九、四、〇、六、四	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七	一、一、七、四、三、三、七、八、四、一、四、七
六、六、一、〇、〇、〇	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四	一、一、二、三、〇、三、四、〇、四
二、一、一、九、〇、八、二	一、三、六、七、四、二、二	一、三、六、七、四、二、二	一、三、六、七、四、二、二	一、三、六、七、四、二、二	一、三、六、七、四、二、二	一、三、六、七、四、二、二	一、三、六、七、四、二、二	一、三、六、七、四、二、二
四、二、一、四、二、六、五、二	四、一、八、三、一、〇、八、二	四、一、八、三、一、〇、八、二	四、一、八、三、一、〇、八、二	四、一、八、三、一、〇、八、二	四、一、八、三、一、〇、八、二	四、一、八、三、一、〇、八、二	四、一、八、三、一、〇、八、二	四、一、八、三、一、〇、八、二

日本 大阪本社工場	天満 株式會社工場	小津細糸紡績所工場	堺紡績株式會社工場	和歌山紡績本社工場	同上 西 工場	同上 手平工場	尼崎紡績 尼崎工場	同上 津守工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
三、三、六、一、四、九、二	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五	一、一、三、五、一、三、四、二、七、五
二、二、六、〇、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇	六、六、〇、七、〇、〇
四、二、二、〇、〇、〇	四、三、一、四、八、二、六	四、三、一、四、八、二、六	四、三、一、四、八、二、六	四、三、一、四、八、二、六	四、三、一、四、八、二、六	四、三、一、四、八、二、六	四、三、一、四、八、二、六	四、三、一、四、八、二、六
六、三、二、八、〇、二、八	七、五、二、八、三、五、八、一、七	七、五、二、八、三、五、八、一、七	七、五、二、八、三、五、八、一、七	七、五、二、八、三、五、八、一、七	七、五、二、八、三、五、八、一、七	七、五、二、八、三、五、八、一、七	七、五、二、八、三、五、八、一、七	七、五、二、八、三、五、八、一、七

同上久留米支店	同上熊本支店	同上中津支店	同上博多支店	同上高砂支店	同上岡山工場	同上備前工場	同上西大寺工場	同上和歌山支店
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
一、九二〇 四四〇 八五三	一、六五三 七四三 八七一	一、〇八八 五八八 八九九	七六四 四四五 九四五	二、三〇三 三〇三 九四五	二、三〇三 三〇三 九四五	二、一〇三 三〇三 九四五	二、一〇三 三〇三 九四五	一、六五三 七四三 八七一
四四六 六五五	二二七 七四四	四四五 五八八	三三三 二五五	三三三 二五五	三三三 二五五	三三三 二五五	三三三 二五五	四四六 六五五
三二一 四〇二	一〇六 四六五	三一四 四五九	二七一 六九五	二二一 六九五	二二一 六九五	二二一 六九五	二二一 六九五	三二一 四〇二
二二一 五〇六	二二一 五〇六	二二一 五〇六	二二一 五〇六	二二一 五〇六	二二一 五〇六	二二一 五〇六	二二一 五〇六	二二一 五〇六

同上三池支店	同上洲本第二工場	同上洲本第一工場	同上中島支店	同上住道支店	同上兵庫支店	鐘淵紡績 東京本店	同上西成分工場	同上知多分工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
二、二八三 七八九 八五三	一、一七四 二四七 一七五	一、一三六 一六九 四九五	一、一三六 一六九 四九五	七五二 九二九 二二九	五、三九三 五八七 七四三	四、〇三〇 三〇四 四九五	九、七二〇 七六九 四九五	三、一六五 一九三 二七五
八八六 六八八	一〇〇 〇〇六	二二九 九三三	九九四 四四四	一七三 七三三	二、九五二 九五二 二二二	二、四九九 九九八 八八八	四九九 九九八	二、三二四 二六八 九〇九
三二一 六〇五 二五七	一、二五六 〇九一	七三三 一九二	二一四 五九二	一〇六 四八八	一、五〇二 五七二 一八九	三、一八七 八六一 五八七	一、三八五 七七〇	一、四六七 五七九
一〇八 四二六	二、五三九 八一四	三、二二七 二七八	一、一七五 七五三	四、三五四 四二九	一、三〇二 二八三 四三一	一、六四七 七四三 一三八	三、一八五 三九五	六、三三八 九〇八

桐生 燃糸株式会社	同上 大津製品工場	帝製麻大阪製品工場	東洋モ スリン 株式会社工場	上毛モ スリン 株式会社工場	毛紡織 株式会社工場	同上 橋場工場	東京紡績 本社工場	日清 紡績 龜戸本社工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
三二〇七三二〇二	五四一四一五八七	八六一五六一三	一、七五二七二七三	一、七五二七二七三	二、二四一七六〇〇	三、〇四七六八七九	二、一六九八二六六	二、二六三六八四二
二二七五八八〇	二二三三八八	三三四四五	一、〇〇六六三	一、〇〇五五四	一、七七八二二	二、二四四一一	二、二一六六	二、二一一一一
一四六八	五二二〇五五	一三七六九二七	三三三	三三三	三三三	三三三	三二〇一八二五七	三二〇一八二五七
一〇六四	二一五五七五二	三二九四九	七四〇六四七二五	七四三六五三七	六三八七八〇	四九三三〇九九	一、〇五五九四九五	二、一三三九五六

同上 小名木川工場	同上 押上工場	同上 保土谷工場	富瓦斯紡績 小山工場	同上 新町工場	同上 岡山絹糸工場	同上 下京工場	同上 上京工場	同上 京都支店
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
一、三九二七八六二	二、七三〇〇〇八八〇	五、三〇八七六八九	八、七二八九一六三	四、三七一〇一	七、五九四四〇四六	六、四一三七一〇五五	一、〇六四六五八七	一、一七二六六七一五
八八一五五	二、〇〇一六六	三、三〇二八九	五、五七七六六	二、二五七七	三、三七七六六	二、二五八八	五、五六六三	一、〇〇七七七
一八八九〇三七		一、二三八九四	七、三三七九五五		四、一七四一	一、〇五四二六六	五、一四九五四	二、一三〇二四六八
四二〇二七三三五	六二四九九二〇	一、六〇六〇六	二、一〇三三三	一、五八七四三	三、一七五三	二、一五〇一九	四、七六九七	三、四七六九七

第貳節 住居別の比例

更に上掲の調査表を、百分率に作製して見ると、

職工住居別百分率表

工場名	性別	寄宿職工	社宅職工	通勤職工
大阪紡績三軒家工場	計女男	一七〇・二九	一〇七・八二	二六八・九
同上四貫島工場	計女男	五七〇・七	一〇七・三	三二二・二
攝津紡績木津川工場	計女男	六四四・六	三九四・五	二一四・八
同上高田工場	計女男	三三八・〇	一一五・五	五四六・五
同上平野工場	計女男	四〇〇・〇	一一七・七	三七三・〇

工場名	性別	寄宿職工	社宅職工	通勤職工
同上明石工場	計女男	六八二・〇	二九八・七	一一七二・一
合同紡績天満支店	計女男	二〇九・九	一〇七・八	五〇〇・五
同上住吉支店	計女男	三三三・一	二〇七・一	四三三・六
福島紡績大阪本店工場	計女男	六八七・五	二一五・〇	九一五・一
同上福山支店	計女男	二七六・二	一四二・六	三六八・七
日本紡績本社工場	計女男	七二一・五	四一七・八	一五〇七・三
天満織物會社工場	計女男	二〇九・九	一七二・六	五七三・四
小津細糸紡績所工場	計女男	四四三・五	三二四・八	七四二・五
堺紡績會社工場	計女男	一四八・六	二七五・九	七三三・五

明治紡績會社工場	三重紡績本社工場	同上愛知分工場	同上尾張分工場	同上桑名分工場	同上知多分工場	同上西成分工場	鐘淵紡績東京本店工場	同上兵庫支店工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
五六 四四 七七	四五 三七 二八	五七 八六 六八	五六 四八 五八	六八 五二 七二	七八 三六 七〇	五六 四一 一八	六七 一五 六六	五六 四四 七七
二一八 四二二 三二〇	一四二 四二二 八二三	一四五 四一五 八五二	一五五 四一五 八五二	一四四 四二二 八二三	一四四 四二二 八二三	一四四 四二二 八二三	二一六 四一八 六四七	二一六 四一八 六四七
二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇	二二一 四一八 九〇〇

和歌山紡績本社工場	同上西工場	同上手平工場	尼崎紡績尼崎工場	同上津守工場	倉敷紡績本社工場	同上玉島工場	松山紡績會社工場	愛媛紡績會社工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
三四 二一 八〇	四五 二〇 六四	五六 七八 二〇	六六 七四 六八	六七 七三 九三	四六 九一 二二	六八 九三 三一	三四 二一 八〇	三四 二一 八〇
一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三
一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三	一四二 四二二 八二三

第二章 住居別より見たる職工の現状

同上高砂支店工場	同上岡山工場	同上備前工場	同上西大寺工場	同上和歌山支店工場	同上京都支店工場	同上上京工場	同上下京工場	同上岡山絹糸工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
五六五 九〇	五六三 二二	五七〇 三六	五六二 二五七	五七二 〇二	六八五 〇三	五八五 七七	四九三 三三	四七九 六一
一八四 九四二	一三三 七三	一三三 七三	一三三 七三	一三三 七三	一三三 七三	一三三 七三	一三三 七三	一三三 七三
三二五 〇六二	三二四 〇二七	三二四 〇二七	三二四 〇二七	三二四 〇二七	三二四 〇二七	三二四 〇二七	三二四 〇二七	三二四 〇二七

第二章 住居別より見たる職工の現状

同上住道支店工場	同上中島支店工場	同上洲本第一工場	同上洲本第二工場	同上三池支店工場	同上久留米支店	同上熊本支店工場	同上中津支店工場	同上博多支店工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
二九 三九	六八 〇二	四五 二二	五六 八九	三四 八六	四四 〇九	四五 〇〇	四五 三三	四五 二〇
一一三 五〇	一一四 七二	一一四 七二	一一四 七二	一一四 七二	一一四 七二	一一四 七二	一一四 七二	一一四 七二
六五九 一四〇	六五九 一四〇	六五九 一四〇	六五九 一四〇	六五九 一四〇	六五九 一四〇	六五九 一四〇	六五九 一四〇	六五九 一四〇

同 大阪工場	横濱電線本社工場	片倉大宮製糸所	郡是製糸會社	桐生撚糸會社工場	同上大津製品工場	帝國製麻大阪製品工場	東洋モスリン會社第一工場	上毛モスリン會社工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
三三二 一八五 〇〇六		〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	九九九 九九九 二八二	九九六 九五二 三〇五	四五六 四二七	四五三 四二〇	六六六 〇九七 〇七	五七〇 九〇六
六六六 一一六			〇〇七 八二八	二二五 四二六 二〇〇	一六九 九〇六	一七一 一〇四	〇一〇 二二	
六六六 二二四	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇			一一一 二二二 二二五	四三三 七七〇 一一四	四三三 〇五八 五九六	三三三 九〇八 八三八	一〇〇 〇〇〇 四〇〇

毛斯綸紡織會社工場	同上橋場分工場	東京紡績本社工場	日清紡績龜戶本社工場	同上小名川工場	同上押上工場	同上保士ヶ谷工場	富士瓦斯紡績小山西工場	同上新町工場
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
七八二 二二五	四五〇 〇〇三	四六一 〇六二	七八〇 八〇六	五七二 八二四	七八七 七四三	六八三 七二二	六七九 七四八	六七五 六二五
	一一一 二二五 九四一	一一一 一〇三 五八九	一六〇 二五〇 四八三	一一三 二七五 九四七		二一七 四〇〇	二四二 八四六 三〇三	
二一〇 七七〇 九五〇	四三六 六七四 八六九	四二八 一八六 九〇一	三九四 九〇二	二二六 八〇四 六二二	二一〇 五二〇 六七〇	三一八 二五五 四八六	二二七 七五七 二五七	一〇〇 三二四 七四〇

日本陶器會社	王子製紙王子工場	同氣田分工場	同中部分工場	同苦小牧分工場	富士製紙第五工場	古河日光精銅所	日本製銅所	秋田木材會社
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
一五七 二〇四 七	〇 〇 六	〇 〇 五	一七〇 一七〇	一五二 八七	一〇〇 九一	二九四 二六九	三三二 三〇二	一一一 一〇三
二〇二 二四六 六	〇 〇 〇	〇 〇 〇	一五八 一五七	一三一 一三二	五三〇 五三〇	四三八 四四八	三五四 三四六	一〇三 一〇四
八九一 九一七 二七	〇 〇 〇	〇 〇 〇	六八七 六四〇	六八〇 六二七	三三七 三三五	五五七 五五〇	六九三 六三六	八〇七 七〇六

と云ふ如き事になるのである。

此數字に依つて、吾人の知り得る處の事柄は、第一に本調査の主要對者たる本邦の紡織工業に従事する職工中、女工は其大部分寄宿舎に在住し、男工は通勤制度の下に置かれてあると云ふ事である。

第二に他の工業は、僅かに一二の代表的工場を擧げたに過ぎぬけれど、製糸工場は男女工共寄宿舎に收容し、他の製線、製紙、製陶、精銅、製鋼等の男工を多く使用する工場にありては、大抵通勤制度を採りつゝあると云ふ事を知り得たのである。

第三には、總ての工業を通じて、社宅制度は極めて少なく、全數の僅かに一割強にしか當らぬのであると云ふ事を、明かにし得たのである。

高嶋炭坑	平均
計女男	計女男
一一六 一一六	六六六 五九三 五四七
五四七 五四七	二四七 一七三 一一一
三三七 三三七	六九三 三三三 二四二

これを要するに、織緯工業に於ては、女工のみを偏重し、女工の爲めには寄宿舎を設備して、直接の保護を爲し、男工は輕視して通勤のまゝに放置してあると云ふ如き傾きがあるのである。

他の工業に於ても、山間僻陬の地に在る工場の外は、職工の大部分を通勤のまゝに放置して居る現状にあるのである。

即ち、現今の工場主若しくは工場管理者の多くは

職工の住居

と云ふ事に對しては、極めて冷淡であつて、唯だ眼前に所要の人員數さへ得らるれば、其労働力、其品性、其勤績率、其健康の如何の如きは、敢て意に介せない、と云ふ如き現状に在ると、云ひ得るのである。

斯く云へば吾人は、通勤職工制度を以て、絶對的惡制度と爲す様であるけれど、必しも左様に斷するものではない、其理由に就ては次章に詳論する事と仕やう。

第三章 通勤、寄宿舎、社宅三制度の比較

第一節 職工問題上より見たる通勤制度

前章に掲げた處の、『百分率表』の平均に於て見る時は、通勤制度に屬する男工の割合は、實に其全數の六十九パーセントと云ふ、最大多數を占めて居つて丁度女工に於ける寄宿制度の割合と同一であるのである。

吾人は此傾向を斷じて、男工の輕視と、女工偏重との、惡傾向であると前章に於て明言したのである。然しながら、通勤制度其ものが惡制度であると云ひ寄宿制度が敢て善制度であると云ふたのでは、決して無いのである。

吾人の斯く論じた眞意は、現今の我が工業界に於ける状態の如く、

男工の大部分を通勤制度の下に置き、

女工の大部分を寄宿舎に收容して居る、

と云ふ事を以て、工業上永遠の利益に戻り、根本的の方針に反した、不良傾向であると云ふのである。

單に通勤制度其ものみの價值を云つたならば、職工問題上他の制度に比較して、最上の地位にあるものと云ふ事は、吾人の常に唱へつゝある議論である。此通勤制度、即ち職工を各自の家庭より通勤せしむる制度は、工場、職工の双方に、重大なる利益を有するものである。

- イ 熟練者概して多き事、
- ロ 生計上の必要より、概して勤勉なる事、
- ハ 募集、保護等の費用を要する事少なき事、
- ニ 保護、訓育等の手数を要せざる事、
- ホ 父母の直接監督の下にあるが故に、品行上の危険少なく、假令此事あるも、工場主の負ふ責任輕き事、
- ヘ 終業後全く解放されたる境遇に出で、精神を新たにし、充分の休息を執り得るが故に、勞働に依つて消耗せられたる、氣力の回復速かにして、従つて健康状態概して好良なる事、

ト 土着の人多きが故に、婚嫁其他の事故の爲めに、移動する者比較的少なき事、

チ 朝夕通勤の途上に於ける、徒歩運動は身体各部の健康を調へ、衛生上甚だ有利なる事、

リ 女工の如きは常に家庭に在るが故に、自然家事の練習を爲すの機會多く、將來家婦となるに當つて、利便なる事、

ヌ 他國より出稼し來れる人に比しては、郷黨に對する廉耻心深く、従つて粗暴の行爲を慎しむ傾きある事、

と云ふ如き、幾多の利益があるのである。

斯の如き諸項は、何れも職工問題上の重要な利益であつて、工場主に取つても、職工に取つても、好良なる結果を來すべき事柄であるから、此の制度に依つて、所要の職工を得る事の出来る工場、例へば、

- 甲 附近に人口多き町村を有し、且つ産業の少なき小都會の工場、
- 乙 晝間のみの作業にて、加之に時間の短かき種類の工業（例せば烟草製

造、機械、其他の工業) に於ける工場、

等に於ては、此制度に依つて對職工の方針を立てるのが、永久の利益であるのである。

けれども、此の通勤制度には、

- A 下宿屋制度を含有せる事、
- B 轉業するに容易なる事、
- C 家事其他の事由に依り缺勤する度数多き事、
- D 住居が諸方面に散在し居るが爲めに、出勤の督促、品性風紀の監督等を爲すに不便なる事、
- E 都會の地に於ては、家賃の騰貴の爲め、漸次減少の傾きある事、
- F 都會の裏屋は概して不衛生にして、職工の身心に害を與ふる事多き事等の缺點不利益も亦た、其一面に存在して居るのであるから、工業の般盛な都會の地に於ては、此制度に依つて所要の職工を得る事は、頗る困難であつて、假令これを得る事が出来ても、諸種の不利益を蒙る事が、少くないのであるか

ら、此制度に依頼して自己工場の職工策の全部を定める事は出来ないのである殊に男工に於ては、A[ⓐ]の、

下宿屋在住

と云ふ事が、甚だ多いのであつて、彼等の多數は下宿屋から通勤しつゝあるから、問題が頗る多いのである。一般に何處の工場でも、下宿屋に在住せる職工を、[ⓐ]通勤者の中へ數へ込んで居るのであるけれど、これを更に分類して見ると、男工には此種の者が少ないのである。

今左に吾人が大阪の某工場に於て調査した數字を掲げて見やうならば、

N 社通勤職工分類表 (明治四十五年二月調査)

種目	性別		員數	性別		員數	性別				
	男	女		男	女		男	女			
自宅よりの通勤者	男	女	五十八人	二〇七	男	九十三人	二八九	男	女	二〇七	二八九
他人の家に寄居せる者	男	女	五十一人	一〇二	男	八十七人	一〇六	男	女	一〇二	一〇六
他人と同居せる者	男	女	二十九人	一四	男	六十八人	二〇六	男	女	一四	二〇六
下宿屋に居る者	男	女	二百八十八人	一〇七	男	二百七十五人	一〇六	男	女	一〇七	一〇六
計	男	女	八百八十八人	三〇七	男	八百七十三人	三〇六	男	女	三〇七	三〇六

と云ふ事になつて居るのである。

更にもう一つ、大分古い數字であるけれども、農商務省調査の數字を擧げて見やう。

紡績職工住居調 (明治三十四年調査)

種別	員數		百分比	
	男	女	男	女
寄宿者	一、二九一	一〇、六九三	二〇・〇	一〇・三
下宿者	三、一九三	七、七五四	五三・〇	三三・六
通勤者	一、二九二	七、〇一六	二二・五	三三・三
社宅計	六、〇二四	二一、二七五	一〇〇・〇	一〇〇・〇

備考本表は關西紡績十六工場に就き調査したる者なり

と云ふ事であつて、何れに依つて見ても、男工中に於ては少なからざる員數が此指定下宿屋と云ふ處に、在住起臥しつゝあるのであると云ふ事は、明白な事實である。

しかも此の如き事實は、單り紡績工場のみならず、他の各種の工業に於ても免れ難き事柄であるのである。

然るに、此の下宿制度なるものは、最も劣等なものであつて、此制度の下に

集合しつゝある者は、

- 甲 獨身の渡り職工、
- 乙 野合内縁の夫婦者、
- 丙 保證人、引受人無き田舎出の無經驗者、

の三種の者である。従つて不良の空氣が充滿して居て、善良な田舎出の青年も急ち墮落不良の惡風に感染して、工場内の風紀を紊亂し、一般職工を邪道に誘惑し、不正の行爲を敢てして恬然恥ぢざるが如き、吾人が第一章に於て述べた如き、各種の惡影響を職工の身心上に及ぼすのは、實に此の下宿屋制度の罪である。

加之に、是等指定下宿屋を經營せる、當業者の多くは、人道の何者たるかも解せざる、利慾本位の輩であるから、官廳、會社の監督の眼を眩まして、憐れなる職工の、汗水の結果に成る金錢を絞り取る事のみを目的とし、或は賭博を勧め、情婦を周旋するが如き、職工の弱點に投じ、職工に負債の重荷を負はしめ、以て自己の利慾の犠牲に供すべく計る。と云ふ如き惡辣な手段を取る者

が頗る多く、一度彼等の術中に陥つた職工は、生きながらにして血液を絞らるゝ如き、悲惨な運命に遭逢するのである。

吾人は是に就て多くの例を知つて居るのである。此の種の不良な弊風が、我が國の工業の進歩を阻害し、職工の身心を損傷して居る事は、眞に如何ばかりであらうか、吾人は邦家、同胞の將來の爲めに、痛歎を禁ずる事能はざるものである。

下宿屋制度は斯くの如き惡制度であつて、今の通勤男工中には、過半数の此種の者を含んで居るのであるとしたならば、他の一半は健全なる眞の自宅から通ひつゝある、善良なる種類の者であるとしても、通勤制度の全部に、賛成する事が出来ぬと主張する、吾人の意見は、決して不合理な議論ではあるまいと信ずるのである。

殊に、此の下宿屋なるものは、決して止むを得ざる必要に依つて存在するものに非ずして、男工は得易くして、何等の保護を與へずとも、所要の人員が得らるゝ故に、工場主側に於て、何等彼等を收容すべき設備をも施さないので、

其缺陷を満す爲めに、斯う云ふものが發生し、今猶ほ生存して毒害を醸しつゝあるのである、と云ふに到つては、尙更ら此惡制度を厭忌しない理由には行かぬではないか。

吾人が、男工の通勤者多き事實を以て、工場主の彼等を輕視しせるものと斷じ、其不可を唱へるのも、決して無理ではあるまいと思ふのである。

次にBの轉業に容易なる事、及びCの缺勤勝ちなる事、の二つの缺點も、亦た通勤制度の甚だ不利益な點で、殊に大阪の如き工場が夥しくあつて、勞力の需要の多い土地に於ては、前者の缺點の爲めに、工場の蒙る不利益は幾多の利益な點を没却して猶餘りあるのである。

後者の如きも、一定の人員を使用して、一定の生産を仕遂ぐべき大工場組織の工場に取つては、頗る重大な苦痛事であるのである。

Dの住居の散在して居る爲めに、監督に不便なる事も都會の工場に於ては何れも少なからぬ困難を感じつゝある事柄であるのである。

けれども、此三事項は他の方法に依つて、これを緩和する事が出来るもので

ある。

即ち、社宅制度に依つて彼等を保護し、且つこれに附随する、生活扶助法に依つて、安全に且つ規律的の生活を営ましめたならば、是等の缺點を除去し、これが爲めに工場の蒙る困難を、大部分緩和する事を得るのである。

然るに現状の如く、社宅職工の數を少くして、男工は通勤のまゝに放置し、女工は寄宿舎に集めて置くこと云ふ事は、甚しい失策と云ふも、決して諛言ではないと、吾人は信ずる次第である。

更に、Eの都會に於ける家賃の騰貴による通勤者の減少、と云ふ事に到つては、眞に不可杭の大勢であつて、爲めに善良なる職工は、漸次離散し去りつゝあるので、今にしてこれが救済策を講じなかつたならば、事業の基礎を危くするの怖れがあると、吾人は思爲るのである。

然るに、男工は得易しと云ふ、現下の事情に囚はれて、少しも此點に意を用ゐず、通勤制度の下に放置して置くが如きは、餘りに近眼的の過れる方針と云はねばならぬのである。

現に斯の如き偏傾的の方針を執りつゝあるが爲めに、現今の各工場が蒙りつゝある損害は、少なからぬものがあるのである。

紡織工場の如きは、使用人員の八九割迄は女工であつて、加之此女工は集めるのに困難であるが爲めに、自然女工を重んじ、對職工施設が女工本位に依つて立てらるゝ如き傾きがあるのであるけれども、其實際の状態を熟々觀察する時には、工場の労働に於ては、男工が常に主となり、女工は従となつて居るのを見るのである。

此種の工場に於ける男工の仕事は、一半の勞力的働作を除けば、機械の修理女工の監視、製品の整理等、一見直接機械に就て仕事を爲しつゝある、女工を助けて、補助的の仕事をして爲しつゝある如くに見らるゝのである。けれども實際は女工を命令して働かすの權能を有つ者は彼等である。又た女工の仕事の成績を左右する力を有するのも彼等である。

例之ば、織布工場に於ては、勿論女工が其生産を爲し遂ぐる主要な働き人である。けれどもこれを助ける處の、機械修理方、若しくは仕事の配布等の男工

が、不熟練な劣等な技倆の者であつたならば、如何に熟練な技倆の女工が多く居つても、決して善良な成績を擧げ得るものではないのである。

即ち、女工と云ふ者は、元來の性質が、獨立して仕事を爲し得べき者ではなく、男子の力に依頼して、始めて生産を爲し得るのである。されば、如何なる場合と雖も、

男工の技倆の優劣は、女工の技能を左右す。

と云ふ斷定を爲し得るのである。

然るに、現今の如く男工は得易く、且つ補助者であるから、餘りに重んじなくとも可、女工は得難く、且つ主要な働き人であるから、是れを偏重すると云ふ如き方針は、決して合理的の、正しい方法では無いと、吾人は斷言するのである。

我が工業も、現今では未だ、粗造工業の時代にあるのであるから、斯くの如き方針でも、甚しい困難を感じないのであらうけれど、將に來るべき精巧工業時代には、何よりも熟練な男工を重んじなければならぬ様に、自然なつて行く

ものと、吾人は信するのである。

されば、將來の準備として、今より此方面に意を用ひ、熟練な男工の保存と云ふ事に就て、相當の施設をするのは、賢明な工場主、工場當事者等の、當に爲すべきの肝要事であると思爲する次第である。

更に女工を本位とする見地から云つても、前述の如く通勤職工は、他の種類の職工に比較しては、健全な、利益な性質を多く有して居るものであるから、それが家賃騰貴の爲めに漸次移轉して去つて仕舞ふと云ふ事は、大變な不利益な事で、眞面目に考へて來たならば、決して現今の一般工場主の様に、これを對岸の火災視して居る事は出來ないのである。

畢竟斯くの如く、工場の爲めに最も利益ある種類の勞力の、漸次減少しつつある、悲しむべき恐るべき風潮を、平氣で見送りつゝあるのは、全く寄宿舎制度の利益と云ふ、謬想の爲めに一般の工場主が誤られて居る故であらうと、吾人は思ふのである。

寄宿舎制度の頼むに足らぬ事は、次節に於て記述する筈であるが、茲に一言

を費すべき事は、現今の通勤職工、特に都會の工場に於ける通勤職工が、其勤務振りに於ても、其健康状態に於ても、其品性風紀の良否に於ても、寄宿舎職工に比して劣つて居るのは、其原因は全く住居の問題にあるのであつて、第一章に述べた處の、『職工に及ぼす住居の影響』の最も甚しいものが都會に於ける彼等の身邊に存在するのである。

然るに、此障害を彼等の身邊より除き去る事に、毫も意を注がずして、彼等の價値を速断し去り、元來健全なる性質の者に非らざる寄宿舎職工の、一時的眼前的の色彩に眩惑せられて、此者にのみ偏重なる待遇を與へ、此者にのみ依頼して、健全なる勞力の廢滅を願ざるが如きは、甚しき謬見と云はざるを得ないのである。

殊にFの、都會の裏長屋なるもの、多くは、塙末の不潔陰濕な地にあつて、極めて不衛生的である上に、かう云ふ家屋に住居する隣人の多くは、世の失敗者、墮落者、罪惡の汚點を精神上に有するもの等であつて、其感化は恐るべき程度を以て、職工の身心上に影響しつゝあるのである。

故に、彼等通勤職工の住居に對し、何等の改善、何等の施設をも加へずして直ちに其價値を劣等であると断する如きは、決して賢明なる工場主の執るべき道ではないと、吾人は信するのである。

要するに、通勤制度なるものは、其本來の性質は、最も健全な、最も優良なものであつて、工場に取つては、利益の多いものであるけれども、其價値の十分に現はれるのは、

附近に、人口稠密にして、しかも産業の發達の未だ幼稚な、町村を有する小都會、若しくは其附近、

に限るのであつて、般盛な工業的大都會、特に大阪、東京、名古屋等の都市に於ける工場、若しくは其接續町村に於ける工場に取つては、種々の障害が存在して居つて、其眞價の一半をも發揮せしめないのみならず、反つて不利益な、不成績な性質のものに、變化せしめて仕舞ふのである。

即ち、都會に於ける通勤職工は、概して不良であつて、其不良なる點こそ、工場主が、彼等の住居問題に就て、大いに力を盡すべき所以であるのである。

然るに、其現狀に依つて其價値を妄斷し去り、彼等を其破屋の中に打捨て、顧みないと云ふ如き事は、單り人の子を賊ふの罪惡たるに止まらず、又た實に自己工業の基礎を危くするものと云ふべしである。

第二節 寄宿制度全盛の時代

前掲第二章中の、第一節及び第二節の數字に依つて、吾人は、

女工は過半数寄宿舎に收容せられつゝある。

と云ふ事實を知り得たのである。

加之、寄宿舎女工の割合は、都會の工場程其率が高くなりつゝあるの狀態である。即ち、東京、大阪、名古屋、京都等の工場は、概して多くの寄宿舎女工を有して居るのである。

先づ東京市及び其附近の工場に就て見るに、

鐘紡東京本店は全女工中の、 七五・六%

富士瓦斯紡績押上工場は同じく、 八三・二%

同社小名川工場は、同じく、 七二・四%

日清紡績本社は同じく、 九〇・〇%

東京紡績本社は同じく、 六一・〇%

と云ふ如き多數の寄宿舎女工を有して居るのである。

大阪市及び其附近の大工場に就て見ても、

大阪紡績三軒家工場は全女工中、 七〇・〇%

同社四貫島工場は同じく、 七一・六%

攝津紡績木津川工場は同じく、 七〇・六%

合同紡績天満支店は同じく、 六五・六%

福島紡績本店は、同じく、 八七・七%

日本紡績本社は同じく、 八二・七%

尼崎紡績津守工場は、同じく、 七七・三%

毛斯綸紡績は、同じく、 八二・五%

と云ふ如き、過半数以上の寄宿舎女工を擁して、それに依つて辛うじて事業を經營しつゝあるのである。

此他、名古屋に於ける三重紡績の諸工場、京都に於ける鐘紡の各工場等を見ても、何れも七十、八十パーセント位の、寄宿女工を所有して居るのである。斯の如く我が國現在の紡織工場、特に都會に於ける大工場は悉く寄宿舎制度を採り、其他の事業に於ても、女工を多數に使用する、大規模の工場に於ては大抵此の制度を採用するの傾きがあつて、現に從來は通勤制度のみに依つて、事業の經營を爲しつゝあつた、

專賣局大阪製造所、

の如きも、近來仄かに聞く處に依ると、寄宿制度を採用せんとするの計畫があるとの事である。

即ち此大勢に依つて見ると、都會に於ける工場の女工は、到底通勤制度に依つては、得る事が出来ぬので、唯だ寄宿舎制度にのみよつて、所要の人員を得る事が出来るのである。とも云ふ事が出来る位で、言を換へて云へば、現今の時勢は、

寄宿制度全盛の形勢、

であるのである。

斯う時ふ時勢であるのであるから、従つて寄宿制度は日に月に益膨脹し、職工に對する優待の施設とし云へば、専ら寄宿舎の女工に對する事項のみを主とし、職工係の人々は其全力を一に寄宿舎女工の募集、保護の事に集中して、他の通勤女工や男工等は、殆ど閑却されつゝあるの實狀であるのである。

これは、工場に取つて必要な處の、しかも得難い、少なからぬ費用と苦心勞力の掛つて居る女工が、多數に集められて居る處であるから、自然此の者を重んじ、寄宿舎なるものを大切にするのは、無理からぬ事柄ではあるのであるけれども、

永遠の利害、

若しくは、

工場百年の大計、

と云ふ如き根本的問題として見るとか、或はもう一つ眼界を大きくして、

國家産業の消長、

と云ふ點から見たならば、此寄宿舎制度なるものは、決して尊重すべきものでなくして、寧ろ、これを漸次減少して、他の制度を以てこれに代わて行く事を以て、工場經營上の理想と仕なければならぬのであつて、斯う云ふ方針を採り斯う云ふ理想を最も早く實現し得た工場が、將來の工業界に於ける優勝者である、吾人は確信するものである。

何故ならば、云ふまでもなく職工は工業の基本であつて、工業の成効には、資本の潤澤よりも、機械の善良よりも、經營法の巧妙よりも、職工の善良と云ふ事が、最大、最重の要素である事は、今更ら云ふまでもない事であるのである。

然るに、此寄宿舎制度なるものは、決して善良なる職工を作り、且つこれを保存し得べき、適當な方法ではないのであるからである。

斯く云つたからとて、吾人は敢て此寄宿舎制度を、全然排斥する者ではない此制度にも幾多の利益もあり、今後尙ほ改良すべき餘地もあり、發達すべき將

來の有る事は、認めつゝあるものである。

けれども、其根本的の價值を論ずるならば、

我が工業の發達を阻害し、國民の品性健康を毀損するの惡制度、と斷定して、且つ遠からざる將來に於ては、現今此制度に謳歌しつゝある工場當事者の人々が、此制度を廢して、これに代はる何等かの制度を求むるの、必要に迫らるゝの時期の來るべき事を、豫言し得るものである。

抑も此寄宿舎制度なるものは、其本來の成り立ちが、

我が工業の缺點と、職工の弱點とを立脚地として居る。

ものであるのである。

我が工業の缺點と云ふのは、長時間の勞働、若しくは徹夜業の如き、不合理な不自然な勞働である。此の事が寄宿舎を要する第一の理由であるので、若し此事が無かつたならば、職工は今日の如き困難を感せずとも、容易に集め得らるゝであらう。

現に、十時間、若しくは九時間の、晝間作業のみを取つて居る工場に於ては

自宅より通勤する職工を多く得る事が出来るので、彼の専賣局製造所の如き、陸軍被服廠の如きは、幾千人と云ふ多數の女工を使用しつゝあるに不拘、大抵寄宿舎を有せず、通勤制度のみに依つて、事業を經營しつゝあるのである。

然るに紡織の工場が、自宅通勤者を得る能はずして、遠隔の田舎から農家の子女を募集して来て、使用しなければならぬと云ふのは、其勞働時間が、十二時間以上と云ふ如き長時間であつたり、徹夜業があつたりする爲めであるのである。

吾人は幾千人と云ふ、自宅通勤女工を有して、何等の困難もなく事業を經營しつゝある、各種の官營工場を見る毎に、紡織工場に於けるが如き、職工優待の施設の整頓したものであるでもなく、賃銀の如きも左まで高いと云ふ事もなくして、しかもこれ程の立派な女工を集め得て居ると云ふ事は、全く、

勞働時間の問題

に依るのであると云ふ事を覺つて、轉た紡織工業の弱點をを悲まざるを得ざる次第である。

徹夜業が、家庭を有する婦女子の従業に障碍の多い事は、云ふまでも無い事であるが、假令これなくして晝業のみに仕たところで、午前六時に始業して、午後六時、若しくは午後七時に終業すると云ふ如き、過長な勞働時間を彼等に課する様な事では、到底自宅通勤女工を、多數に集めることは出来ないのである。

何故ならば、朝六時までに工場へ出勤仕やうとするならば、遅くとも五時には起床して、朝餉の仕度にかゝらねばならぬが、帶兒の家婦にはこれは頗る苦痛事である。

けれども、未だ此事ならば、田舎出の人々の多い、場末の細民等には甚しい難事ではない。が、夕方の六時とか七時とかに終業して、宅へ歸つてそれから夕餉の仕度にかゝると云ふ事の方は、家庭の幸福を大いに損ふ處の、甚だ困つた事であるのである。

それもまだ、其良人や家長が、同じ工場へ出勤して、同じ時間に歸つて來るのであつたならば、これが爲めに家庭の不幸を醸す事は、少いのであるけれど

も、普通の自宅通勤女工の如く、良人が他の工場へ出勤するとか、他の事業に従事して居て、妻よりも一二時間も早く帰宅する場合に於ては、其良人の日々に感ずる不便、不愉快は、決して少々では無く、殊に子女でもある場合に於ては、更に甚しい不都合を夫に感せしめるのである。

此の良人たる男子の、日々に感ずる不愉快、即ち一日の労働を終つて、疲れて綿の様になつた身体、空しき腹を抱えて、人生唯一の慰藉場たる、己がホームに歸つて来るのに、愛すべき妻は未だ歸つて来ず、茶も沸いて居ないと云ふのでは、如何に其日々々の生活に困難を覺て居る人でも、

女房を工場へ出すものぢや無い。

と云ふ事を考へて、爲めに多大の奮勵を自己の精神に加ふべきは、必然の事柄であるのである。

夫れ故、賃銀は低くとも、待遇は悪くとも、時間の短い處を求めて、それ等の家婦は集つて、紡織工場の如き、長い労働時間の處へは、来る人が稀れになるのである。

それ故、紡織工場では、已むを得ずして高い募集費を丑して、遠い田舎から農家の娘や、漁師の妻を募集して来て、寄宿舎へ收容して使用しなければならぬ事になるのである。

此他にも、管理法の不完全だとか、工銀制度の缺點だとか、種々の弱點はあるけれども、我が工業の最大缺陷は、此長時間の労働、及び徹夜業と云ふ事である。

さうして、寄宿舎制度なるものは、此の缺陷に其立脚地を置いて居るものであるのである。

次ぎに職工側の弱點と云ふのは、これも亦た種々雑多であるけれども、其中の甚しいものは、

一 假り職工なる事、

二 品性、風紀の概して悪しき事、

の二事であつて、此中假り職工と云ふ事は、現今の我が工業、殊に紡織工業の如き、比較的熟練を要せざる事業に於ける職工は、概して一時的の假り職工で

あつて、其事業を以て終生の職業と確定した處の、眞の職工と云ふ階級の者は殆ど絶無と云つてもよい位であるのである。

二の品性の劣等なる事と云ふのは、現今の職工社會に於ける種々の弊風、田舎出女工の無作法等は、都會の人々の耳目に甚しく誇大に映じ、爲めに自己の子女を工場へ入るゝを忌避するの傾を生せしむる事である。

斯う云ふ二つの事柄がある爲めに、都會の工場には必ず、寄宿舎を設備して田舎から募集して來た、出稼的職工を收容し、以て所要の人員を充たす必要があるのであつて、即ち此寄宿舎制度なるものは、かう云ふ種々の缺點に基いて出來て居るのであるから、言ひ換ふれば、職工の弱點を立脚地とせる制度とも云ひ得らるゝのである。

故に、寄宿舎制度なるものは、我が工業の缺陷と、職工の弱點とが産み出した處の、

罪の子

とも云ふべき、根本的に於て、不健全な性質のものであるのである。

されば、従つて我が工業上に及ぼす害毒の重大な事は、局外の人の殆ど想像だも及ばざる程度であつて、我が職事情の困難の益甚しいのは、一に全く此制度の害惡に依るのであつて、これが成立の原因たりし、職工の弱點は、これが爲めに益増大され、更に又たそれが原因となつて、此制度を膨脹せしめ、更に又た弱點を増すと云ふ工合に、互に原因となり結果となつて、今日の如き職工問題の困難を來し、將來も益紛糾複雑ならしめて行きつゝあるのである。

試みに都會の大工場に於ける、女工寄宿舎なるものゝ現状を觀察して見やうならば、此者は人類の共棲に必要な條件たる、

愛情の温さ、

と云ふものゝ全く缺乏した制度の下に、機械的に、物質的に雜然と幾千人の婦女を集合せしめて置いて、其間に何等の意志の結合、情操の融通と云ふものが無いのであるから、婦徳と云ひ、同情と云ふ如き美しい感情を發現するの機會としては無く、日夜情を荒らし、心をすさましめつゝあるのである。

されば、無垢の田舎處女も、半年を経ずして阿婆すれの道樂者と化し、滔々

として、墮落、罪惡、病疾等の暗黒の淵に陥りつゝあるのである。

加之、二千人、三千人と云ふが如き、妙齡の性慾燃ゆるが如き女性の集合して居る事であるから、社會に對しては恰も幾萬ボルトと云ふ如き、強度の電流の通じつゝある電磁と等しき、恐るべき誘惑物であつて、其隠然として工場内外の男性を引附けつゝある方は、驚くべき強烈なものであるのである。

尙ほ此の中の分子たる女工の各自は、日々生産業に従事して、幾何かの金錢を儲けつゝあるものである。

其一人當りの額は、假令五十錢に満たざとするも、月に積もれば十圓に近く總人員の額を合せば、幾萬圓と云ふ巨額に上るので、これ亦た社會に對する強力なる誘惑物であるのである。

斯くの如く、妙齡の婦女子と、金錢の多くが集合されて居るのであつて、しかも自衛力の極めて薄弱など云ふ、弱點さへ存在して居るのであるから、天下にこれ程有力な誘惑物は又とあるまいと思はれる位である。

故に、女工寄宿舎を有して居る大工場に於ける男工の多くは、墮落した不良

な輩であるのである。否 嘗に男工のみでは無く、下級の社員、雇員の中にも墮落者が少くないのである。

即ちこれ等の不良な輩は、此恐るべき誘惑物の爲めに引附けられ、若しくは墮落の淵に陥つた者共であつて、此者が更に女工を墮落せしめ、互に原因となり結果となつて、其弊風を甚しからしめつゝあるのである。

然るに、物の一面をのみ見て、表裏を透視する能力の無い、或種の工場當事者は曰く、

男工を改善仕なければ、女工の品性は改まらない。

と、何ぞ知らん、誘惑物は彼れに非ずして、これにあるのである。

即ち、男工の爲めに、女工が誘惑せられて墮落する如く見ゆるのは、實は表面の現象のみであつて、此妙齡の女性の大多數の集合と云ふ事が、不良の男工を吸引し、若しくは墮落せしめ不良者たらしめるのであつて、根本の害因は女工寄宿舎と云ふものゝ、隠然たる誘惑力であるのである。

されば、如何に努力して、不良な男工を絶滅せしめやうとしたからとて、女

工○寄○宿○舎○なるものが、存在する限りには、其目的は到底達し難いのであると、吾人は確信するものである。

更に其附近には、悪魔の如き無頼漢、狼の如き不正商人が集つて来て、眼を光らし、牙を鳴らして、無垢の處女を弄び、膏血に成つた工銀を奪はうとしてあらゆる悪辣な手段を盡しつゝあるのである。

しかも、是等の悪魔が斯くの如く、工場の附近に集まつて来るのは、全く女工○寄○宿○舎○の誘惑に引き寄せられるのに外ならぬのである。

故に或る當事者の如く、

工場附近の無頼漢や、不正商人を無くして仕舞はなければ、女工の成績を好くする事が出来ぬ。

と考へるのは、前述の不良男工と等しく、本末を轉倒した誤想であるのである。斯くの如く、女○工○寄○宿○舎○なるものは、我が工業と、職工との、弱點に依つて生じた、不健全、不自然な、しかも我が職工を墮落せしめ、我が工業の前途を困難ならしむる處の、恐るべき害物であるのであるから、此ものを全廢しな

つたならば、我が職工問題は解決の期なく、従つて我が工業は眞の發展を遂げ得られないのである。

然しながら、此制度は工業の缺點と、職工の弱點とに依つて生じたものであるから、此二つを改める事の出来ない現在に於て、急に全廢して他の制度に代へやうとする事は、勿論出来ない事柄である。

さればと云つて、今日の一般工場の如く、此制度を唯一の據り處、最良の勞力供給機關として、これに工場過半数の勞力を依頼し、更に益此制度の擴張を計らんとしつゝあるが如きは、我が工業の前途の爲め、吾人の黨みし難き誤れる方針であるのである。

然らば、如何にして此困難に處し、僅かづゝにても光明ある前途に向つて進み得べきかと云ふに、吾人は唯だ一つの、

一半は此寄宿舎制度を存續しながら、一半の餘力を以て新しき制度の研究、及びこれが實行に勉め、漸を追ふて寄宿舎を縮少するべく計畫する事、

と云ふ事柄の外に、道はないと考へるものである。

吾人は此見地よりして、現今の如く寄宿舍制度が全盛を極め、當事者の多くが此制度に謳歌しつゝある事を不可とすると同時に、或る一派の急進論者の如く、通勤、若しくは社宅制度を以てこれに代へて、寄宿舍を全廢せんとする説も亦た、一種の空想に過ぎざる事を斷言せんとするものである。

第二節 社宅制度の必要

以上論述せる如く、通勤制度は都市の工場に在りては、多くの依頼を爲し難く、種々の障礙があり、又た現今全盛を極めつゝある女工寄宿舍なるものも、其根本的性質に於て、不健全の者であるから、何時までも此制度に依頼して、勞力の供給を受けて居る事は出來ないのである。

然らば、將來の工場、殊に都市に於ける大工場に於て執るべき、合理的の對職工策は、如何なるものであるかと云ふに、吾人は前記の兩制度の中間に在つて、此二つの制度を調和すべき性質を有して居る處の、社宅制度の擴張を以て最も健全な、正しい、合理的の方法であると思爲るのである。

何故ならば、此社宅制度なるものは、職工の住居としては、最も健全な性質のものであつて、これが利用の法宜しきを得たならば、通勤制度に於ける各種の弊害も、寄宿舍制度に於ける困難も、共に緩和する事を得るからである。

前者に就て其理由を少しく説明して見ると、都市の通勤職工に伴ふ弊害は、前掲の如く、

- 一 下宿屋の弊害、
- 二 監督の不便、
- 三 家賃の騰貴に依る移轉、
- 四 家屋の不潔、不衛生等、

が、其重なるものである。

然るに、今若し工場の附近に相當の設備を有する、社宅を建造して、これを職工に貸與する事としたならば、大いに下宿屋の必要を減じて、従つて此種の弊害の多くを緩和する事を得るであらうし、次ぎには又た、一定の場所に於ける社宅の事であるから、従つて彼等を監督するに易く、監督の困難不便と云ふ

事は、全然除き去る事が出来るのである。

況して社宅に於ては、家賃の騰貴に依る職工の退散と云ふ如き事の、有り得べき筈はないので、此點に於ける憂慮も亦た、全く無用となるのである。

最後に、不潔、不衛生、風紀の不良と云ふ如き事も、工場が自ら經營しつゝ、ある社宅であれば、これを改善するに容易であるから、此點に就ても、大いに都合がよいのである。

第二に、後者即ち寄宿舎制度に對して考へて見ても、彼の制度が職工問題上に重大な困難を招來するのは、上記の如く、

- 一 何等の意志結合もなく、機械的に集合して居る事、
- 二 妙齡の女子のみが、大多數に集合して居る事、
- 三 自衛力なき者が、金錢を携帯して集つて居る事、

の三事に因るのであるから、一朝これ等を社宅に收容して、適當な方法を以て家庭を形ち造らしめたならば、其家族關係が、夫婦であらうと、親子であらうと、姉妹であらうと、其間には何等かの因縁が存在して居て、従つて愛情、同

情の温かみも生じて、彼の雜駁にして無趣味を極めた寄宿舎の生活に比べては大いに人間らしい、美しい生活であつて、自然心の荒み行く事も少くなるのである。

しかも社宅の生活は、寄宿舎の如く婦人計りの集合ではなく、父もあり夫もあり兄もあつて、これ等の人々が心を用ゐ、意を注いで、其子女を保護し監視するから、自然界に對する誘惑力、外界より蒙る誘惑力を緩和して、第二の點に於ける弊害を免るゝ事が出来るのである。

以上の如き理由は又た、第三の危険をも緩和して、彼等を外界の惡魔の手から、救済し得る事となるのである。

以上の如く、社宅制度は其本來の性質が、通勤、寄宿兩者の中間に位する、中性のものであるから、これを善用し、完全に發達せしめたならば、上記二者の缺陷を緩和して、合理的の健全な状態を造り出し、以て我が工業界の前途に横はる處の、障碍を除去する事が出来得るであらうと、吾人は思爲するものである。

現に各社に在る處の幼稚な制度の社宅（吾人は現今の社宅を以て概して幼稚な、不完全なものと斷言して憚らぬ。）に於てさへ、總ての點に於て他の通勤や寄宿舍制度に比しては、幾多の優良な點を發見し得るのである。

甲 永續的である事、

先づ第一に社宅に居住して居る職工は、通勤や寄宿舍の職工に比較して、確かに勤続年限が永いと云ふ長所がある。これは通勤職工の様に、住居の減少、家賃の騰貴と云ふ如き事が無いから、自然安定して一工場に勤め易いのであらうし、又た寄宿舍の職工と違つて父母妻子兄弟と同棲して、家族的の意志結合を有して居るから、何しても落付いて永續するのであらうと、吾人は思ふのである。

職工異動の極めて激しい、大阪の某紡績工場に於て調査した處の數字に依ると、

A 三年以上の勤続者にして年金を受くるもの

社宅職工	九十三人
寄宿舍職工	五十二人
通勤職工	四十七人
計	百九十二人

と云ふのであつた。然るに當時の現在人員數は、

社宅職工	二百八十七人
寄宿舍職工	九百一十一人
通勤職工	二百七十六人
計	一千四百七十四人

であつたから、此の三年以上勤続者の三者の人員に對する百分比例は、

社宅職工	三二・〇%
寄宿舍職工	六・〇%
通勤職工	一七・〇%

と云ふ事になつて、社宅職工は百人中の三十二人が、三年以上の勤続者である

と云ふ如き、好成績を示して居るのに、通勤者は十七人、寄宿舍職工に至つては、僅かに六人と云ふ如き、甚しい不成績を示して居るのである。

更に、

B 勤続年月調査

を見ると、

	社宅職工	寄宿職工	通勤職工
十ヶ年以上	七人	三人	六人
五ヶ年以上	三二人	一九人	一八人
三ヶ年以上	五四人	三〇人	二三人
二ヶ年以上	一〇三人	九六人	四一人
一ヶ年以上	五八人	一八六人	七三人
一ヶ年以下	三四人	五七七人	一一五人
合計	二八七人	九一一人	二七六人

であるので、此各の人員數に對する百分比例を見ると、

	社宅職工	寄宿職工	通勤職工
十ヶ年以上	二・四	三	二・四
五ヶ年以上	一一・一	二・〇	六・七
三ヶ年以上	一八・八	三・二	八・〇
二ヶ年以上	三五・九	一〇・六	一四・八
一ヶ年以上	二〇・〇	二〇・五	二六・五
一ヶ年以下	一一・八	六三・四	四一・六
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

となるのであつて、即ち社宅職工は、二ヶ年以上の勤続者が其過半を占めて居るのに、通勤者は二ヶ年以下が過半を占め、寄宿舍職工に至つては、一ヶ年未満の者が、六十三パーセントと云ふ如き、大多數を占めて居るのである。

斯う云ふ風に社宅に居住して居る職工の勤続年月數は、他の二者に比較しては遙かに好成績を示して居るのである。

されば、従つて其月々の所得額も、社宅職工が一番割合のよい額を得るので

ある。即ち、

乙 女工収入月額調べ

	社宅女工	寄宿女工	通勤女工	合計
四圓以下	三二人	一〇五人	六四人	二〇一人
五圓以下	二六人	八〇人	三二人	一三八人
六圓以下	二五人	一〇六人	三一人	一五一人
八圓以下	七六人	二三二人	五七人	三六五人
十圓以下	六二人	二六六人	五二人	三八〇人
十二圓以下	四七人	九五人	二六人	一七一人
十二圓以上	一九人	二三人	一四人	五六人
と云ふのであつて、此現在員に對する百分比例は、				
	社宅女工	寄宿女工	通勤女工	
四圓以下	一一・一	一一・五	二二・二	
五圓以下	九・四	八・七	一一・六	

六圓以下	八・七	一一・六	一一・二
八圓以下	二六・二	二五・四	二〇・七
十圓以下	二一・六	二九・二	一六・八
十二圓以下	一六・二	一〇・八	九・四
十二圓以上	六・七	二・五	五・〇

となるのである。

即ち社宅から出勤する女工には、毎月六圓以上を儲けるものが、百人中に七十人あるに對し、寄宿女工には、六十七人、通勤工には五十二人しか無いと云ふ如き成績であつて、猶ほ且つ社宅職工が最も優良な成績を示して居るものである。

けれども此所得の點の優れ方は、前の勤續率に於て、他の兩者を凌いで居つた程度に比較すると、遙かに劣つて居るのであつて、加之寄宿舎職工が良い成績を示して居るのは、注目を要する處であるが、これは寄宿舎職工の最長所たる、

丙 出勤率

の高いと云ふ事に基づくのである。

此出勤率、即ち各職工が一ヶ月の間に、工場へ出勤する日数の多い事にかけては、寄宿舎の職工が最も勝れて、良い成績を常に示しつつあるのである。即ち、

某紡績會社に於ける一年間の職工^〇缺^〇勤^〇率^〇調^〇べ
通勤職工 (百分比例)

月度平均	晝業	夜業
一 月 度 平 均	一一・一	一七・二
二 月 度 平 均	一五・〇	二二・〇
三 月 度 平 均	一六・二	一七・四
四 月 度 平 均	一三・二	一九・二
五 月 度 平 均	二〇・〇	二〇・四
六 月 度 平 均	一九・六	一九・八

月度平均	晝業	夜業
七 月 度 平 均	一六・一	二四・五
八 月 度 平 均	一七・二	二三・八
九 月 度 平 均	一四・八	二三・〇
十 月 度 平 均	一二・六	二四・七
十 一 月 度 平 均	一一・八	二二・〇
十 二 月 度 平 均	一一・四	一九・八
一 ヶ 年 間 平 均	一四・三	二一・〇

社宅職工

月度平均	晝業	夜業
一 月 度 平 均	六・六	八・七
二 月 度 平 均	六・二	八・六
三 月 度 平 均	五・八	七・四
四 月 度 平 均	五・六	七・五
五 月 度 平 均	五・〇	七・三

六月度平均	六・三	八・六
七月度平均	九・八	一二・七
八月度平均	九・五	一二・四
九月度平均	八・八	一一・一
十月度平均	七・九	一〇・七
十一月度平均	六・八	八・九
十二月度平均	六・五	九・一
一ヶ年間平均	七・〇	九・四
寄宿舎職工		
一月度平均	四・四	六・五
二月度平均	三・九	五・四
三月度平均	四・三	五・八
四月度平均	四・七	六・六
	晝業	夜業

五月度平均	四・八	七・三
六月度平均	五・二	七・二
七月度平均	五・八	八・八
八月度平均	六・六	九・五
九月度平均	五・五	九・三
十月度平均	四・〇	六・二
十一月度平均	三・三	五・七
十二月度平均	三・〇	四・八
一ヶ年間平均	四・六	七・〇

と云ふ如き成績を示すのであつて、即ち寄宿舎の職工は一年の平均に於て、晝業には百人中四人六分の缺勤者を出し、夜業には七人の缺勤者に過ぎないのであるが、社宅の職工は晝業に七人、夜業に九人四分と云ふ様に少しく劣つた成績を見せ、通勤職工に至つては、晝業に十四人、夜業に二十一人と云ふ缺勤者を出すと云ふ様に、甚しい劣等な成績を示して居るのである。

斯う云ふ、三種職工の出勤率の数字は、工場主及び工場當事者に、

寄宿舎職工は最も當てになる職工である。

と云ふ謬想を起させ易く、現今の一般工場に於て、寄宿舎制度を採りつゝある原因の一部分は、確かに此謬想が、有力なる據り處になつて居るのであると、吾人は考へるものである。

けれども、斯う云ふ工場主の考へは、確かに誤りである、物事の比較に就ての、標準を誤つた處の謬見であるのである。

何故ならば、社宅職工や通勤職工は、寄宿舎の職工に比べては、總ての待遇保護、激勵の施設が缺けて居るのである。

試みに寄宿舎職工が、現今工場から受けて居る保護、獎勵の一斑を數へて見やうならば、

イ 食事は一切係員の手に於て調へられ、職工は三度々々据膳にて食べるを得る事。

ロ 浴室、日用品販賣所等、大抵寄宿舎内に完備しありて、少しの勞苦も

なく用を便し得る事、

ハ 世話係の婦人定置されありて、出勤時毎に激しく督勵する事、

ニ 其他、種々の出勤強勵法が設けられありて、容易に缺勤休業を爲さしめざる事、

等であつて、甚しいものになると、軽度の罹病者位は、無理にでも工場へ出勤せしめると云ふ如き、現状であるのである。（缺勤率）

然るに社宅、通勤等の者には、斯の如き保護も、督勵も缺けて居つて、食事も大抵自分の手に依つて調へなくてはならぬし、入浴、買物、洗濯等の如き用事にも、少なからざる勞を費さなくてはならぬので、何しても缺勤を仕なければならぬ機會が多くなるのである。

況して、病氣、月經等、身体に障害のある時には、自由に缺勤し得るのであるから、寄宿舎の職工に比較して、此の者等に缺勤の多いのは、當然の次第なのである。

斯う云ふ相違があるにも不拘、社宅職工が上記の如き成績を示しつゝあるの

は、寧ろ寄宿舎職工に比して優等なものとするべきである。

若し、社宅職工にも、食事其他寄宿舎の者と同等の保護を與へたならば、必ずこれに勝るの良成績を擧げる事が出来るであらうと、吾人は考へる次第である。

殊に、寄宿舎の方には、無理な強勵、督促と云ふ事があり、社宅通勤の分は比較的自由意志に依つて、出缺を決するものが多いと云ふ點から考へたならば職工身心の健康上、吾人は後者の優良を推さんとするものである。

況して、現今の如き長時間の勞働、徹夜業等の行はれて居る時に於ては、現在員の割弱位を、常に休養せしめると云ふ事は、勞力の保全上、必要な事項であるのである。

然るを、唯だ單に表面に現れつゝある數字のみに依つて、寄宿舎職工は出勤率高しと推獎し、當てになる職工であると考へるが如きは、所謂『囚はれたる思想』であつて、決して健全な意見として、吾人の黨みし得ざる處である。

要するに如何なる點から云つても、社宅制度なるものは、職工を一定の地に

安○定○せ○し○め○て、相○當○の○保○護○監○督○を○加○へ○得○る○制○度○で○あ○り、且○つ○我○が○國○民○性○の○根○本○義○た○る、家○族○關○係○を○存○在○せ○し○め○得○る○方○法○で○あ○る○か○ら、此○制○度○を○改○善○し、發○達○せ○し○め○て○行○く○事○に○依○つ○て、我○が○工○業○は○始○め○て○健○全○な、且○つ○永○久○的○な○職○工○を○得○る○事○が○出○來○る○の○で○あ○る○と、吾○人○は○確○信○す○る○も○の○で○あ○る。

第四節 綜 結

以上論じた處に依つて、

- 一 通勤職工なるものは、其本質は善良な、利益なものであるけれども、住居の状態に依つては重大な影響を受けて、其利益を失ひ、反つて不良な者と化する傾きがある。現に都會の工場に於ける此種の者は、これが爲めに種々の弊害に陥り、且つ漸次其數を減少し行きつゝあるのである。

故に田舎の小都會に於ける工場の外は、此制度に依頼して工場の經營をする事は出来ないのである。

- 二 寄宿舎制度は、我が工業の缺點と、職工の弱點とに基いて出來た處の

制度であるから、現今の工業界の状態では、これを全廢する事は出来ないものである。けれども其本質は、極めて不自然な、不健全なものであつて、各種の弊害、困難を生み出す害源であるから、これを以て何時までも事業の經營を爲す事は、我が工業の發展に大害があるのである。

故に現在は此制度を存置しながら、漸次他の健全な方法を以て、これに代へて行つて、或時期に至らば、甚しく縮少するか、若しくは全廢する事が、我が工業上の必要事項であつて、此事に對する方針を速かに確立して、さうしてこれを他よりも早く實行した工場が、將來の優勝者である、吾人は確信するものである。

三

社宅制度は、以上の二つの制度の中間に位する性質のもので、通勤制度程の利益あるものではないけれど、職工を一定の地に安定せしめ、相當の監督、保護、教訓、指導を爲し得る性質のものであるから、他の二者の缺點を緩和して、永久的の善良な職工を得べき、最も健全な

合理的のものである。

と云ふ事を、大略知り得たのである。

要するに現今の各社工場に於ける如き、

男工の多數を通勤制度に放置し、

女工の多數を寄宿舎に集めて置く、

と云ふ事は、職工問題上甚だ宜しからぬ事であつて、斯の如き事を何時までも持續して居たならば、我が國の職事情は將來益困難に陥り、我が工業の前途は決して樂觀すべきものではないのである。

其所で、これを改め、此困難を緩和し、工業の前途に横はる障礙を除き去るの途は、各社工場が、

社宅制度を採りて、健全なる此種の職工を造る、

と云ふ方針を採つて、漸次一步一步、此の制度に向つて、他の二者を代へて行くと云ふ、唯だ一つの策がある丈けであると、吾人は斷言せんとするものである。

第四章 社宅制度の理論的研究

第壹節 社宅制度の盛んならざる理由

前章に於て吾人は、通勤、寄宿の二制度を貶して、いづれも弊害多き不良制度と爲し、獨り社宅制度のみは、健全なる良制度であると爲し、これを盛んならしめて、他の制度を漸次減少する事を以て、我が工業家の執るべき、唯一の正道であると論じたのである。

然るに、斯くの如きの説は、一般工場主、若しくは工場當事者の餘り喜ばざる處にして、實際に遠き迂愚の空論と貶し、一顧の價值だになしと排斥せらるゝ人も頗る多かるべしと思爲するのである。

假令此説に幾分の同意を表さるゝ人と雖も、これが實行難を稱へて、所詮此説の理想に過ぎる事を、思惟せらるであらうと吾人は考へるのである。

現に過去及び現在の、各社工場に於ける社宅の盛んならざる事は、吾人の此感想を強める處の、有力な證據であるのである。

現に經驗ある當事者の多くは社宅制度に就て曰く、

- 一 社宅制度は、他の二制度に比して、職工一人に對し、遙かに多額の收容資金を要す。これ營利會社としての堪ね難き苦痛なり。
- 二 社宅制度は、職工以外の家族を多く保護せざるべからず、而して是等の者の他の工場に勤務する場合には、恰も他人の爲めに社宅を設け置くの觀ありて、會社株主に對して申譯けなきの感あり。
- 三 紡織工場は女工多きを以て、社宅に於て一家を形造らしむる上には、男女の權衡常に不調和にして、甚だ都合悪し。
- 四 社宅職工と雖も常に出入去來し、永久的職工村を造る如き事は、不可能事なり。
- 五 社宅の大部分は、常に都會に久しく住居せる、不良家族の爲めに占領せられて、田舎より移住し來れる、善良なる家族のこれを利用するもの少なき事、

云々と、これ確かに現今の社宅制度が、萎微振はざる所以を説明せるの言にし

て、又た吾人の社宅推奨論に對する、有力なる反對説であるのである。吾人は社宅の利用を唱道するに就ては、先づ此説の價値を研究し、これが誤謬を指摘し、以て社宅制度實行の、不利益、困難に非らざる事を明かにするの必要あり。

乞ふ少時忍びて、吾人の研究を靜讀せられん事を、

第貳節 社宅制度の經濟的研究

上記五項の社宅に對する非難の中、第一の、

社宅は經濟上不利益なり。

と云ふ説は、最も有力な事柄であつて、過去及び現在に於ける、社宅制度の振は無いのは、主として此の事に原因するのである。

然しながら、此説が果して眞理であらうか、工業界の根本的方針を定める上に就て、何れ丈けの價値があるのであるか、と云ふ事を考つて見ると、吾人は此説に誤謬の含まれて居る事を知り、従つて價値の高からざる説である事を認めるものである。

吾人はこれが研究の材料として、某社の工場に於ける、寄宿舎、社宅の兩者に關する、固定資金、及び經費の數字を得たので、是れに依つて經濟的研究を試みた處、左の如き結果を得たのである。

A 社宅の固定資金及び經費

一 社宅戸數	二百二十七戸
一 在住職工數	四百十六人
内 男工	百二十九人
女工	二百八十七人
一 土地原價	二萬三千八百三十五圓
一 家屋及造作物原價	五萬四千四百八十圓
計	七萬八千三百十五圓
一戸平均	三百四十五圓
職工一人平均	百八十八圓二十五錢七厘
女工のみの一人平均	二百七十二圓八十七錢四厘

一 一年間経費及び利子償却金

家屋原價利子 (年七分五厘)

四千〇八十六圓

同上減損償却

(二十箇年間保持し得るものと見做して)

二千七百二十四圓

土地原價利子

(年七分五厘)

一千七百八十七圓六十二錢五厘

税金、保険料

六百八十五圓

上水料、衛生費

百八十二圓

修繕費、管理費

一千二百一十一圓二十錢

計

一萬〇六百七十五圓八十二錢五厘

内 家賃取立収入額

(一戸平均二圓四十錢)

六千五百三十七圓六十錢

雑収入

(屎尿、廢棄物賣却代)

計

百三十六圓二十錢

六千六百七十三圓八十錢

差引殘工場負擔額

四千〇〇二圓二錢五厘

一戸平均

十七圓六十三錢

職工一人平均

九圓六十二錢

女工のみの一人平均

十三圓九十四錢四厘

B 女工寄宿舎固定資金及び經常費

一 女工定員

一千人

一 土地原價

二萬八千八百圓

一 建物及造作物原價

五萬三千八百五十圓

計

八萬二千六百五十圓

女工一人當り

八十二圓六十五錢

一 一年間の經常費

建物原價利子

(年七分五厘)

同上減損償却

四千〇三十八圓七十五錢
(二十ヶ年保持し得るものと見做して)

土地原價利子

二千六百九十二圓五十錢
(年七分五厘)

二千六百六十圓

税金、保険料

二百七十六圓九十五錢

監督者、保護者、炊事、衛生、教育、其他の係員備夫給料

五千百〇二圓

寄宿舎費

(調度、設備品新調費、修理費、食費補助、
水、蒸氣代、待遇費、雜費等)

八千七百八十二圓三十錢

募集費

(毎月平均百五十人の出入あり、其内百二十人は募集費を要
したり、此總人員一千四百四十人一人當り費用八圓三十七錢)

一萬二千〇六十圓五十錢

患者治療及送還費

二千四百七十七圓

計

三萬七千五百九十圓〇〇二錢

内 雜收入

二百七十一圓五十錢

差引殘工場負擔額

三萬七千三百十八圓五十二錢

女工一人當り

三十七圓三十一錢八厘

と云ふ如き數字を得るのである。

故に此兩者を比較して經濟的の價値を詮義して見ると、

社宅の女工一人に對し、

固定資金

二百七十二圓八十七錢四厘

經常費

十三圓九十四錢四厘

を要する事となる、然るに此經常費を利子と見做し、資本金に換算す
れば、

百八十五圓九十二錢

となる。此兩者を合算すれば、

四百五十八圓七十九錢四厘

の固定資本を要する事となるのである。

寄宿舎の女工一人に對し、

固定資金 八十二圓六十五錢

經常費 三十七圓三十一錢八厘

の收容費用が要るのである。然るに此經常費を利子と見做し、資本金に換算すれば、

四百九十七圓五十七錢

となる。此兩者を合算すれば、

五百八十圓二十二錢

の固定資金を要する事となるのである。

故に今若し一千人の女工を、寄宿舎と、社宅とに收容する事として、此の費用を比較して見ると、

社宅女工は一千人に付、

固定資金 四十五萬八千七百九十四圓

を要するのである。更にこれを経費として換算すると、

經常費 三萬四千四百〇九圓

を要する譯である。

寄宿舎女工は一千人に付

固定資金 五十八萬二千二十圓

經常費 四萬三千五百十六圓

を要するのである。

即ち、社宅は寄宿舎より、一千人に付き經常費に於て

九千百〇七圓

丈に低廉である。

と云ふ結果を見る事が出来るのである。

されば、社宅職工は寄宿舎職工に比し、經濟的に不利益であると云ふ説は、全く誤謬であつて、社宅の方が遙かに利益が多いのである。

況して社宅の方には、工場經營上の主腦者たる、男工の多數を有して居るのであるから、これを加へて計算したならば、更に大いに利益ある者となるので

ある。

しかしながら、社宅の方は、
固定資金多くして、経費少なく、

寄宿舎の方は、

経費多けれども、固定資金が少い。

のであるから、資本を固定せしめる事を恐れる、會社工場に於ては、前者を捨て、後者を採用するの傾向を生じたのであらう。

此點から云つても、後者即ち寄宿舎制度は、

我が工業の資力の薄弱なる點を立脚地と仕て居る。

とも云へるのである。

十年以前の如き、資金缺乏して、金利の高かつた時代に於ては、斯う云ふ一時的の權道を探る事が利益であつた事も確かにあつたであらう。

けれども、現今は既に左様云ふ時代を通過し去りて、各種の工業共大抵は巨資を擁して事業を經營し、當事者の力を注ぎつゝある點は、過去の如き、

資金の融通

にはあらずして、

生産費の減少

にあるのであるから、寄宿舎制度の如き、

資金の固定を避くるが爲めに、經常費を増す。

と云ふ如き方法は、決して最良の道ではないのである。

要するに、第一の説の如きは、舊習に囚はれた處の、陳腐説であると斷言しても、決して誣言ではないのであると、吾人は信するものである。

第二節 社宅に於ける非職工

第二の非難説たる、

社宅制度は、職工以外の家族、即ち非職工を多く保護せざるべからず而して其の者が他の工場へ勤務する場合には、恰も他人の爲めに社宅の一半を利用するゝが如き觀ありて、營利會社としては忍び難き事柄なり。

と云ふ如き感情論は、これ亦た社宅制度が現今の如く、不振を極めつゝある一個の有力なる理由であるのである。

吾人も亦た此説に含まれたる、一面の道理を承認するものである。けれども熟々考究し來る時には、此説は所謂一知半解の見であつて、決して物の表裏を究めた、完全の説ではないと云ふ事を、知り得るのである。

何となれば、此非職工こそ、自工場に必要な處の職工を、永く引着けて勤績せしむる引力であるから、工場の事業には直接に力こそ出して居ないが、間接的には工場の爲めに、幾分づゝかの爲めになつて居るのである。

されば、非職工だからとて、厄介物扱ひにするのは、餘りに現金的な仕方であつて、如何に營利を根本とする會社だと云つても決して上手な遣り方とは云はれないのである。

抑も、我々人類が或る一處に永住して、楽しく、愉快に日々の仕事に従事し得るのは、其所に何等かの自己の意志を結び着ける力があるからである。然るに人生に存在する處の、我々人類の意志を結び着ける力としては、

家庭的生活

と云ふものが、最も強力なのであつて、此の一家團樂して苦樂を分つ、と云ふ事に比したならば、他の種々の力、假令は、利慾、名譽、地位、權力、等の如きものも、遙かに薄弱なものであつて、到底云ふに足らぬのである。

殊に我が日本は、古來家族本位制度の國であるから、我々が家庭から引着けらるゝ力は、甚しく強烈なのである。

現に寄宿舎の女工が永續き仕ないのも、全く此家庭から引着けられる爲めであつて、彼等は絶えず、故郷戀し、我家戀し、父戀し、母戀し、の情に驅られて、機會だにあらば、故園に馳せ歸らうと仕て、心が全く落附いて居ないのである。

寄宿舎制度は、斯う云ふ意志の結合が彼れに在つて、是れに無い處の者に對して、僅かな利欲だとか、一時的の御機嫌取り策に依つて、此強大な引力に抵抗しやうとするのであるから、其困難は一通りでなく、種々の施設も、盡力も好意も、總て徒勞に屬し、當事者をして茫然自失せしめる次第であるのである。

社宅制度の方は不完全ながらも家庭が形造られて居て、彼等の意志の結合が其所にあるのであるから、現今の如く何等の保護も優待も與へられて無いに不拘、比較的永續して居るのである。

故に、熟練な永續的職工を要する爲めに、社宅を設備する以上は、其職工の意志を結び着ける處の、家族たる非職工を厄介者、餘計者扱ひにして、それが他の工場に出たからと云つて、他人の爲めに計つて居る如き念を起すが如きは決して事物の表裏に徹透した、完全な思想とは云はれぬのである。

然しながらこれも程度の問題で肝心の職工が極めて少く、非職工の甚しく多く、且つそれが健全な働き人である場合、例之ば幼年な女工一人が其家から、自工場へ出居てるのみであるのに、三人四人と云ふ年長の男子や女子が、他の工場へ出勤し、若しくは遊んで居る如き場合には、これも意志結合の要素だから、と云つて見免して居る譯には行かぬ事は勿論である。

然らば現今の職工社宅からは、平均何人の職工と、何人の非職工とを出して居るかを調べて見ねばならぬ。

社宅戸數、職工數、非職工數調査表

(大正元年八月
本會調査)

工場名	戸數	職工		非職工	
		男	女	男	女
大紡三軒家工場	一四四	一九七	三二〇	一七一	二四九
同 四貫島工場	一五六	二四五	三五〇	一二五	一五七
攝津紡木津川工場	三〇七	六五七	四八一	二三五	三七四
同 高田工場	七五	五九	九八	四九	七九
同 平野工場	一四九	九五	一二五	八四	一二五
同 明石工場	一一〇	一一〇	九八	三五	四五
合同紡績住吉支店	一四〇	一五六	二四四	一〇四	一一一
福島紡績本店	一四	一四	一三	七	一〇
同 福山支店	二六	二二	三〇	九	一五
日本紡績本店	一五四	二一〇	二二〇	二〇六	二七四
小津細糸紡績所	四〇	四二	六二	一八	二四

堺紡績會社	五〇	三七	四八	一〇六	四七
尼紡本社工場	三六九	一八九	四一八	三三九	三二六
同 津守工場	二三六	一〇七	一八五	一八一	一四〇
倉紡本社工場	一四九	九二	一一八	八五	六三
同 玉島工場	八五	七二	六二	三一	四七
愛媛紡績會社	二七	二八	一九	八	九
明治紡績會社	五七	二八	九二	三五	四二
三重紡本社工場	七八	八二	四五	六八	一〇二
同 愛知工場	六三	七〇	二二	五四	一三〇
同 尾張工場	二二	二一	六	三五	五四
同 津 工場	一五〇	一七四	一五三	一七三	二六〇
同 知多工場	六九	七八	六七	四四	二四
同 西成工場	五七	五〇	八七	五六	六〇
鐘紡東京本店	一七五	二二七	一六八	一一五	二二〇

兵庫支店	四九八	五七二	五一九	六六八	八〇〇
同 住道支店	四八	四〇	六八	一四	一一
同 中島支店	九七	九二	一五〇	一一九	一六四
同 洲本第一工場	三九	三二	三九	四二	四三
同 同上第二工場	六六	六一	五九	六四	六一
同 三池支店	一八八	一五七	二〇五	四六	五〇
同 久留米支店	一〇五	一四二	二〇〇	一一七	二二二
同 熊本支店	四二	四一	六五	三一	七五
同 中津支店	二五	一九	一五	四三	一一
同 博多支店	一〇八	六五	二一一	一四五	一三七
同 高砂支店	一六〇	二三九	一八九	一〇九	一六五
同 岡山工場	二六六	一〇三	一六四	一〇五	一二三
同 備前工場	一二五	一三三	二二九	一一〇	一三〇
同 和歌山支店	三二	五四	三二	二一	三一

同 京都支店	一一四	一二八	一〇六	二八	六三
同 上京工場	五六	四四	一五	三七	四四
同 下京工場	三六	四六	五六	五〇	七四
同 岡山絹糸工場	三〇	二四	一七	二五	三二
富士瓦斯紡小山工場	三〇二	三七五	三三四	二七五	四〇二
同 保土ヶ谷工場	四一	八四	九三	四三	二一
同 小名木川工場	八六	九七	八三	八一	一〇二
日清紡績龜戸工場	二二〇	二〇六	一三九	一六一	一八五
東京紡績本社	二二六	一七六	五二二	一八〇	二〇八
同 橋場工場	一一二	八九	三〇七	四〇	五〇
帝國製麻大阪工場	六五	六七	七二	六六	五一
同 大津工場	二一	二五	二五	五	二二
秋田木材會社	三五	五〇	一	三九	五二
桐生燃糸會社	一四	八	六	六	一五
計	六、七二〇	六、八三二	七、四六〇	五、四一五	七、一五一

郡是製糸會社	一三	一九	三	三	六
日本陶器會社	三四	四九	二	二一	六二
王子製紙中部工場	三三	二六	三	一七	五〇
同 管小牧工場	二五六	二一〇	九	一二九	二四五
富士製紙第五工場	一七九	一四七	一六	一九一	二五〇
日光精銅所	一三七	一四〇	四三	八一	二三七
合 計	六、七二〇	六、八三二	七、四六〇	五、四一五	七、一五一

に於て、

總戸數

六千七百二十戸

男工

六千八百二十二

女工

七千四百六十

計

一萬四千二百八十二

を出して居るのに對して、非職工は

男	五千四百十五人
女	七千五百一十一人
計	一萬二千五百六十六人

が在住して居るので、即ち、

社宅一戸に付き平均

職工 一人八分強

であるのに、

非職工 一人五分七厘

であつて、

職工一人に對し、

非職工 八分八厘

と云ふ如き、少數であるのである。

尤も此數字は、吾人が一々に當つて調べたものでないから、多少不完全の點もあらうけれど、兎に角其實相の一斑は、これで明かになつたのである。

吾人は一家を成せる職工としては、少くも一人に付き二人や三人の家族を持つて居るのは至當であるから、非職工の數も職工一人に對して三人迄は許す事と仕なくつてはなるまいと、思爲するものである。

されば、上記の數字の示す如き、少數の非職工は、決して言議を要する程の者ではなく、それをしも社宅の弊害の一つに數ねて、邪魔者扱ひにするのは、

事物の外相に囚はれて、其精神を見る事を得ざる淺見、

か、若しくは

一二の特殊の例に依つて、全体を推斷する處の誤謬、であると思ひ、吾人の賛同し得ざる處である。

要するに、現今の職工社宅に於ける非職工の中、少數の第○八、第○九に屬するもの、外は、職工の意志を繋ぎ止める引力であるから、永續策上必要缺くべからざるものであると、云ひ得るのである。

しかも、其數は極めて少數なのであるから、これを以て社宅の價値を云爲するが如きは、到底正しい議論として、傾聽するに足らぬのである。

故に此社宅に對する第二の非難説も、餘りに價值の高いものではないのである。

第四節 男女の不權衡

第三の非難説たる、

紡織工業には、女工を大多數に使用するが故に、社宅に於て一家を形造る上に、男女の不權衡を免れざる事、

と云ふ説は、最も有力有理な説であつて、現今の社宅に於ける困難の最大のものである事は、吾人と雖も確かに認める處の事實であるのである。

女ばかりの家庭なるものが、到底社會に健全なる生存を保つて行く事の出來ぬ、我が國の現状に在つては、女工を職工全數の八割九割も使用する紡織工業に於て、社宅制度を以て對職工策の大本とする工場の絶無なのは、無理からぬ次第であるのである。

然しながら此事は、これを救濟し、これを緩和して、職工の全部とは行かずとも、其五割乃至六割を、社宅制度に依つて供給して行く事は、方法に依つて

は、必ず出来る事であると、吾人は信するのである。

其方法と云ふのは、

- 一、保護社宅の制度を施す事、
- 二、家婦の就職を安からしむべき、保護、補助の機關を整備する事、
- 三、女工の使用數を減少する事、
- 四、男子を可成く利用する事、
- 五、他の工業、若しくは商業と連絡を爲す事、

の五事である。

保護社宅の制度

と云ふのは、現今の各社工場に於ける職工社宅の如き、唯だ會社所有の家屋を貸し與へる、と云ふ事ばかりではなく、もう少し踏み込んで、

家計上の扶助及び、外界より來る種々の誘惑、迫害等に對する保護を與ふる等、寄宿舎職工に準ずるの待遇を爲す。

ので、専ら女ばかりの家庭、若しくは老人と女子の家庭、寡婦と幼児の家庭等、社会の生存競争場裏に、獨立して生存して行く事の六ヶ敷い、弱い、婦女子の多い家庭を保護して行く方法であるのである。

斯う云ふ方法は、未だ何處の工場にも實行されて居ないけれど、女子を要する事の多い工業の工場としては、寄宿舎制度と共に、採用實施して行つたならば、確かにより永つゞきする、健全な良職工を得る事が出来るであらうと、吾人は信ずるものである。

第二の、

家婦の就職に對する補助機關の整備、

と云ふのは、

イ、嬰兒、幼童の保育設備、

ロ、温飯、熱湯、副食物の供給設備、

ハ、無料若しくは、安價の洗濯、裁縫、修補の設備、

等の、家庭を有する婦女をして、今日の如く家事に心を惹かざるゝ事無くして

、容易に工場へ出勤し得らるゝ様、保護扶助するの設備を、整頓せしむる事であつて、斯う云ふ機關が充分に完備して居たならば、現今の社宅からでも、現數の五割以上の女工を出す事が出来るぞ、吾人は確信するものである。

第三、及第四の、

女工の使用數を減少する事、

男工を可成使用する事、

と云ふのは、

A、工場の設備、機械の撰擇配置等の改善に依つて、使用女工の數を減少する事、

B、熟練職工の保持に依り、使用女工の數を減する事、

C、男工使用の領域を擴張する事、

等の事に依つて、女工使用の割合を減するか、若しくはそれと共に男工使用の割合を増し、以て男女の不權衡の幾分を、調整するのである。

第五に、

他の事業と連絡する事、

と云ふのは、吾人が嘗て、

我が紡織工業の百年の大計、

として、其實行を慫慂した程の、最も有力と信ずる調和策であるのである。

即ち、他の鐵工とか、造船とか、金屬精鍊とか、窯業とか、云ふ如き、男工を主として使用する種類の工業の工場とか、運輸業、電氣鐵道、其他の男子を多く使用する商業の會社等と連絡を通じて、共同的に社宅を經營し、男子はそれ等の工場會社へ出勤せしめ、女子のみを自工場へ使用する事にする、と云ふ如き方法に依つて、男女の不權衡を調整緩和するのである。

或は斯の如き事は、事實上に於て行ひ難き空想であると云ふ、非難をする人があるかも知れぬが、今日の大阪、東京の如き、大都市に於ける工場の通勤工は、事實上に於て斯う云ふ工合に、夫若しくは父兄は、鐵工、造船、其他の工場、若しくは商業に従事し、妻及び娘姉妹等は、紡織工場へ出勤して、一家の生計を立て、居るのである。

これを自然のままに放置しては、移動及び不衛生、惡風習等の缺陷があるから、それを双方の工場主が協定して、其幾割かづゝを、社宅に收容して保護しやうと云ふのであるから、決してさう困難な事ではなからうと思ふのである。

殊に、株式組織の工業會社の多くは、其株主の重なる人、重役等も大抵共通若しくは、縁故の繋がりがつゝあるものであるから、此位の協定は、決して不能事ではあるまいと、吾人は確信するものである。

更に、一つの會社に於て、此餘計の男子を利用して、自己工場に於て使用する、需要物品、例へば、紡織工業に於ける、木管とか、綜統とか、金箴とか云ふ如き物を製造する工場を設けたならば、尙々充分な調和を計る事が出来るであらうと思ふのである。

要するに、斯う云ふ風にして、種々の方法を以て、男子に職業を與ふる事、女子の出勤を奨励する事を力めて、男女の需給の不權衡を調和して行つたならば、此事も亦た決して憂ふるに足らぬので、社宅制度に依つて、相當の職工を供給する事が出来るのである。

されば、此の男女の不権衡と云ふ事が、社宅利用上の一大障害である云ふ説は、既往及び現在の状態を説明するには適當な説であるけれども、將來に於ける職工社宅制度の成否を斷定する、前提としては、極めて不適當なものである。

第五節 社宅職工の移動に就て

第四の非難説たる、

社宅職工と雖も常に移動して、到底永久的の職工を造る事は困難なり。

と云ふ説は、確かに現今の職工社宅に於ける免れ難き一缺點であるのである。これを他の、寄宿舎職工や、通勤者に比較してこそ、前述の如く永續的であるけれども、根本的の永久とか、永續とか云ふ點から云つたならば、到底五十歩百歩で、猶且つ短期の職工たるを免れぬのである。

殊に女工に至つては、社宅から出勤しつゝある者には、有夫の妻^〇女^〇が多いから、自然子女を産み、爲めに足手纏ひが出来て、出勤する事が出来なくなり、

止を得ず退職する者が續出し、永く工場へ働かすと云ふ譯には行かぬので、これには何れの工場でも、甚しく困難して居るのである。

されば、此點から云つて、職工社宅なるものゝ價値を斷定し、到底信賴する事が出来ぬと云ふのは、確かに一理ある説であるのである。

けれども、熟々斯の如く、社宅職工の移動し、若しくは出勤を停止する理由を考察する時には、其待遇法の改善に依つて、大いに其數を減少し、勤續期を延長し得べき、見込の確實である事を認め得るのである。

試に彼等の移動退去する理由の主要なるものを數えて見ると、

- 一 一戸より出勤する職工人員數が、工場の規定せる一戸出勤人員の制限數以下に下りし爲め、係員より退去を命ぜらるゝ者、
- 二 生計難の結果、借財を生じ、前途を悲觀して他業に轉じ若しくは歸國し去る者、
- 三 夫婦關係の薄弱なる爲め、若しくは夫の放縱なる品行の爲めに、一家の離散を來し退去する者、

四 家事、育兒等の一家の用務に追はれ、出勤し得ざる者、

等であつて、此中第一の一戸から出勤する職工数が、工場の制限數以下に下る爲に退去する、と云ふ事は、現今の社宅在住職工の退社する數の内の、平均十分の二位を占めて居る原因であるが、此事は其制限の如何に依つて、大いに輕重の差のある事柄である。

即ち、一戸からは必ず職工五人以上出勤し、加之其中の三人は女工でなければならぬ。と云ふ大紡の規定の如き、一定の制限のある社宅に於ては、此資格がなければ社宅を借り受ける事は出來ず、從來の在住者でも、此定數下に下つて、規定の條項に背く事になると、係員は強制的に社宅以外へ退去を命じて仕舞ふのである。

これに反して、日本紡績の如き、社宅は男工女工の何れか、一人以上出さへすれば、貸與すると云ふ規定の處に於ては、一戸の主人たる男工とか、其家族たる娘とか、出勤して居さへすれば、何等の配慮を要せずして、永く住居して居る事が出来るのである。

故に前者に於ては、會社が社宅を見る事、寄宿舎と同様の、一時的の收容所と仕て居るので、少しも永久的の住居とは見做して居ないのである。

後者に於ける如き廣度の方針に依つてこそ、始めて職工は安定して社宅に永住し得るので、職工社宅の眞の目的は達し得らるのである。

然るに、現今の一般工場に於ける社宅規定は、概して前者に準ずる者が多く大抵二人以上の職工、若しくは一人以上の女工を出すべき制規を設けてあるのであつて、爲めに其住居に安住する事が出來ず、涙を吞んで退去する人が、少なくないのである。

營利會社として、多額の資金と、少なからぬ經費を費して、經營しつゝある社宅の事であるから、これを可成利用して、工場に必要な女工の多くを收容すべく、斯う云ふ制限を設けて置く事は、現在の利害と云ふ點から云つたならば、無理からぬ事であるけれども、永遠の利害から見ても、熟練なる職工を保持し、自家工場の事業を、合理的に進歩せしめやうと思つたならば、此社宅に對する方針を改めて、

熟練なる職工に對して多少の代價を拂ふ。

と云ふ覺悟がなければならぬと、吾人は思爲する次第である。

第二の、生活難の爲めに退去する者は、前者よりも更に其數が多いので、殊に田舎から移住して來た、都會慣れぬ家族に於て、此點が最も甚しいので、折角故郷の茅屋を出て、此所に新しい生活を見出さうとして來たのに、事志と違ひて、再び舊里の破れ家に逃げ歸るの已む無きに至る者が、中々の多數であるのである。

若しこれに對し、別項生活難救助法の章下に論ずる如き各種の生計扶助法を施したならば、其退去數の大部分を、引き止める事が出来る事と、吾人は信ずるのである。

第三の、夫婦關係の破壊の爲めに、一家の離散を來し退去する者の數も、亦た少なからぬので、其原因は一に現今の職工社會の風紀の紊亂に依るので、其遠因は工場主、若しくは工場當事者の、對職工策の不良に基くのであると云ひ得るのである。

即ち、前述の如き寄宿舎制度の弊害の如き、男女工の不品行、墮落に對する無制裁の如き、失政の結果は、野合の夫婦、若しくは有妻姦、有夫姦の如き、敗倫の行爲の續出を來たし、爲めに一家の風波、離散を醸成し來るのである。されば、工場主に於て、風紀の矯正を念とし、不品行に對する制裁を嚴重にし、野合、不倫の夫婦者に對しては、社宅の貸與を拒絶する事としたならば、大いに此種の退去者を減少し得るのであらう。

第四の、家事の爲めに出勤を停止する者は、一家を有する婦人、殊に子女を有する家婦に於ては、止むを得ざる事柄であるが、これも亦た、現制度の不完全に因するものであつて、若し前節第二項の如き、

家婦の就職を安からしむべき補助機關の完備、

があつたならば、大いに其數を減少する事が出来るであらうと思はるのである。

故に此項も、工場主の施設如何に依つて、幾分の停勤者を引止め、若しくは再勤せしめる事が出来るのである。

要するに、社宅の職工も到底永久的でない、と云ふ非難説も、前節と同じく現在の不振の状況を説明する理由とはなるけれども、將來に於ける社宅制度の價値を斷定するには、餘りに薄弱であるのである。

第六節 社宅利用の不可能説

第五の非難説たる、

社宅は大抵都會慣れたる不良者に占領せられて、將來永住の見込みあり、且つ募集地との關係深き、田舎出の家族に貸與し得ざる事。

と云ふ説は、前節第二項の生活難の爲めに退去する者多し、と云ふ項に於て一寸云つた如く、田舎から出て来た人達は、工場の事情などはよくも知らず、

工場へ行きさへすれば、家も貸して呉れるし、生活に何の不自由もない。

と云ふ如き、他人の言葉を輕卒にも早合點して、家財を賣飛して少しの旅費を拵け、一家を仕舞ふて工場へ来る。

ところが来て見ると、當て事と何とやらで、會社は社宅を貸して呉れるには

呉れるが、其條件が中々喧しい、何とか彼とか六ヶ敷い規定があつて、辛うじて借り受けた處が、蒲團がない、鍋釜がない、箸も茶碗も無い、米だけは係員の特別扱ひに依つて、工場の物品渡場から都合して貰つたけれど、水一つ汲むにもバケツも無い始末、夫婦顔を見合せて途方に暮れるのである。

近處とか、同郷から来て居る人々とかの同情に依つて、辛く飯丈げは食へる事となり、一枚の煎餅蒲團を、高い損料で借り受けて貰つて、先づは佗しい新生活に取りついたらけれど、仕事は不慣れの事とて、心勞苦勞の激しい割合には思つた半分程の金も儲からぬのである。

一通りの世帯道具を求める迄には、人知れぬ幾多の苦心を仕なければならぬのである。

されば、從來貧しいながらも、比較的ノンノ氣な生活を送つて来た田舎出の人は、此大難境に打つかつて、冒頭第一に大打撃を喰ひ、

こんな事なら、来るのぢやなかつた。

と云ふ弱い音を吹くのが、十人の中先づ六七人まではあるのである。

此の悲觀的の先入は、彼等の勇氣を挫いて、中々永住どころでない、少し都合が善くなるにつけ、生活が益苦しくなるにつけ、故郷へ歸つて元の農業に返らうと思はしむるに至るのである。

斯う云ふ事情で、會社の最も歓迎する、田舎からの移住者は、職工社宅に永住せずして、會社の厭忌する處の、都會、擦れのした、横着な、ヅルイ、慾の深い、不良な家族の爲めに、其大部分を占領せらるゝと云ふ如き結果に陥つて仕舞ふのである。

されば、此事を以て社宅の價値を云爲するのは、頗る見當違ひの説で、是等は工場主の不注意、失策、現社宅の不完備に基くものと云ふ可く、此事をさへ改めて、社宅の制度をして田舎出の人々の住居に適する様に施設したならば、此の缺點は自然に除かれるのであると、吾人は信するものであるのである。

第七節 綜 結

以上所論の如く、現今の工場當事者に依つて主張せらるゝ處の、

社宅制度に對する非難説

は概して、現今の不完全、不充分、不注意極つた社宅の施設に依つて生じた、弊害とも云ふべき事のみであつて、仔細にこれを詮衡し來る時には、いづれも皆な、未だ以て理想的の社宅制度の價値を、判斷し去るには足らぬのである。

即ち、第一に經濟的の方面に於ても、決して論者の主張する如き、不經濟のものではなく、寧ろ寄宿舎に比べては、有利なものであるのである。

次に非職工と云ふ者に就て云つても、決して厄介者視する事が出來ないのみならず、其數も亦た左程多くはないのである。

第三の男女數の不權衡と云ふ事も、困難な事には相違ないけれど、之れを緩和する途は幾らもあるのである。

第四の、社宅職工も亦た、甚しく移動すると云ふ事も、其原因は職工自身側の缺點よりも、寧ろ社宅設備の不充分にあるので、第五の社宅利用の困難も、亦た此點に基くのである。

然るに、是等の事項を理由として、

社宅制度は決して信頼するに足らぬ。

と断定するのは、現在にのみ囚はれて、改善向上と云ふ事を、少しも考わな
處の、辯論であると吾人は思ふのである。

要するに、現在の工場當事者は、寄宿舎制度の現在の光彩に眩惑されて、

社宅制度に對する研究の不充分、

と云へる、一種の失明病に罹つて居る人が、頗る多いのであると、吾人は認め
るのである。

此病を治療して、公平に事物を正視し、眞理を覺得する事が出来なかつたな
らば、我が工業上の勞力問題は、解決さるゝの時が無いのである。

第五章 社宅擴張策

第壹節 社宅の區別的施設

前述の如く、我が國現今の各社工場に於ける、職工社宅なるものは、極めて
不完全幼稚の状態にあつて、爲めに種々の弊害の發生を見るのである。

然るに工場當事者は、其不完全、不充分的設備を措いて、其結果たる弊害の
みを捕ね、これを社宅制度の弊害なりと誤認し、之れを根據として社宅の不必
要を論じつゝあるのである。

吾人の局外者の眼よりこれを見れば、自家撞着の甚しきものとして、眞にお氣
の毒の感に堪ぬのである。

吾人は思ふのである。工場當事者諸氏が、現に寄宿舎制度の爲めに注ぎつゝ
ある苦心努力の、セメテ半分程なりとも、此社宅の方面に向つて拂はれたら
ば、社宅の成績の良好に向ふべきは云ふまでもなく、全体の職工問題上に、大
なる改善を加へ得るであらう。

其社宅に對する注意、研究、改善法上の御參考にもと、吾人の卑見を次に少しく述べて見やうならば、先づ第一に必要なのは、

社宅の區別的施設

と云ふ事である。

詳しく云へば、大きさも、設備も、保護監督の方法も、總て異つた處の、各種の社宅を建設して、これへ各それに適合した家族を收容すると云ふ方法の、實行が必要であると云ふのである。

従來の職工社宅は、大抵大小二種類位で、大きいへは工頭とか、上席職工とか云ふ如き、職工階級の中でも、比較的地位の高い、高給者を收容し、小さい方へは、平職工の男女を收容すると云ふ位の區別で、男戸主の確かな家族も、女戸主、若しくは婦女子供の多い、加之田舎から出たての、到底獨立しては、未だ世渡りの出来ない様な家族も、野合的の出來合ひ夫婦も、同等の待遇の下に放置せられてあつたのであつた。

故に、肝心工場の爲めに役に立たうと云ふ、二三人もの娘を有する家族の如

きは、其娘達が一人前の金儲けをするやうになる以前に、生活難や四周の壓迫に堪へ兼ねて、前述の如く故郷へ耻を曝す、と云ふ様な事になり、社宅の大部分は、工場としては寧ろ排斥しなければならぬ様な、不良の家族の爲めに占領せられて居ると云ふ如き、不成績を來して居るのである。

されば、社宅の効力を充分に發揮せしめて、善良な職工を其家族と共に、永く安住せしめやうと云ふには、何しても此の區別的施設を實行する事が、必要であるのである。

それならば、如何なる程度、何ふ云ふ工合に、社宅の種類を區別し、待遇すべきかと云ふに、吾人は少くとも、

甲 男工社宅

乙 保護社宅

丙 夫婦職工社宅

丁 準社宅的借長屋

の四種に區別して、それ〴〵に適當した施設待遇を與ふる必要があると思ふの

である。

此中、甲の男工社宅と云ふのは、

優秀なる技術を保持する場所、

であつて、運搬、掃除、荷造等の、勞役者を除き、其他の職工であつて家族を有する者を收容せる處の、比較的優等な社宅であつて、少なくとも一戸二室以上を有し、多少外觀も整ひ、一家族が安んじて永く住居し得る程度のものでなければならぬのである。

管理の方法は、全然自治制度とし、居住者の中から選出された、委員と組長との合議に依つて、一切の事を處理せしむる事とする。

家賃は、戸主たる男工が、一ヶ月間皆勤若しくは精勤すれば、其幾割かを遞減し、又た入社以來何ヶ年以上を勤続すれば、其何割を減額すると云ふ如き、奨励方法に依つて、可成低廉な額を支拂はしむる様にする。

尙ほ妻女、若しくは娘が工場へ出勤すれば、一人毎に何程かを遞減すると云ふ事にして、家族の共稼ぎを奨励する事にするのは、必要な用意であるのであ

る。

第二の保護社宅と云ふのは、

女工本位から見て相當の價值ある家族、

即ち、母一人娘一人、若しくは娘二人以上を持つた夫婦、或は娘一人男兒一人を持つた寡婦、或は娘一人以上を持つた老人と云ふ工合に、何等かの保護が無ければ、獨り立ちで社會の生存競争に加はり得ない處の、弱い家族をのみ收容して、紡織工業の如き工場に取つては、最も必要な女工を、可成多く、且つ可成永く、勤績せしむべき、最も有効な新設備であるのである。

これに關する吾人の考を、略記して見ると、先づ其設備及び待遇法としては、

- 1 一戸の構造は、二室以上とし、疊數七疊半位とする事、
- 2 四戸若しくは五戸を一棟とし、南北を正面として併行式に建築する事
- 3 便所は一戸一個宛の大便所と、一棟一ヶ所の小便所とを、一棟毎に其一端へ設くる事

- 4 此の社宅は、他の社宅とは全然區劃して、周圍に塀を廻らし、入口に事務所を置きて、職工及其家族の出入を監督し、外來者を監視すべき事、
- 5 此の社宅には、寢具借出しの設備を置き、居住者の求めに應じ、一定の規律の下に無料、若しくは月賦消却の方法にて、貸與或は賣渡すべき事、
- 6 此の社宅には、賄所の出張所を設け、温飯の櫃賣り、副食物の皿賣り等を爲すべき事、
- 7 此社宅に居住し得る男子は、女工の父たる五十才以上の者、及び其子弟たる十五才以下の者に限る事、
- 8 此社宅に居住せる女工の父母は、可成工場の掃除人、小使、炊事夫、門衛、等適當なる職業に採用する事となすべき事、
- 9 是等の者にて、工場に使用し難き、老年者若しくは病者には、女工一名毎に一ヶ月幾干と云ふ如き、生計の補助料を與ふる事、

11 此社宅は午後十一時頃を期して門戸を閉鎖し、其以後は出入を禁止すべき事、

12 此社宅には、二名以上の監督者を置き、晝夜交代にて、其保護監督に従はしむる事、

と云ふのであつて、言ひ換ふれば、家族的の寄宿舎制度とも云ふべきものである。

それから、此の社宅へ上記の如き家族を收容するに就ては、

- 1 募集の當初に於て、二名以上の姉妹が應募する場合には、父母若しくは祖父母に、同行して監督を爲すべき事を勧誘する事、
- 2 寄宿女工の中にも、母子二人以上の者は、これを此社宅に入らしむる事、
- 3 社宅在住者中にも、娘二人以上を有する、上記の規定に戻らざる者は此社宅に入る事を許可すべき事、
- 4 大家族の移住者は、可成其中より、壯年の男子、及び其妻を除きて、

これを男工宿舎、若しくは夫婦社宅に收容し、娘及び其父母は此社宅に入らしむる事、

とするのである。

現今、田舎に於ても、貧富の懸隔追々激しくなり行き、従つて祖先傳來の田畑を有せない、小作農業の人々は、生活難に苦しむ事が、段々はげしく成つて行くので、何等かの活路を見出して、此苦境を免れやうとする勢は、頗る旺盛であるのであるから、斯う云ふ安全な新生活境を設けて、彼等を迎へたならば立派な年頃の娘を、二人三人と有して居る家族が、相續いて移住して来て、極めて健全な、しかも永續的な良職工を、工場に向つて供給すべき事は、極めて明白な事柄であつて、決して吾人の空想ではないと、確信して疑はざる次第であるのである。

第三に丙の夫婦社宅と云ふのは、

間貸しの社宅

とも云はふか、一組の夫婦毎に、四疊半の室一個、若しくは四疊と二疊の二室

を、勿論押入付きで、嚴重な戸鎖りの出来る室を貸與するので、これは二階建ての廣大な建物で、廊下つゞきの物たらしめ、寢具は工場より貸與し、燈火は電燈、食堂は賄所の出張所を屋内に設けて、櫃飯、煮菜、煮肴の皿賣を行ひ、熱湯の無料施與等を行ひ、各自の室に於て自由に食せしむる事とし、辨當は工場の食堂に於て賄ひ所の食事を、飯券に依つて爲しむる事とするのである。

監督者は職工係中の中老の年頃で、しかも人格の高い人を、家族と共に同棲せしめ、品行の監督、及び經濟上の整理にも干渉せしめ、尙ほ進んでは、男子には補習教育を施し、女子には裁縫家事の練習をなさしめ、以て可成早く一家を造るべき基礎を得る様に、指導して遣る様に仕向けなくつてはならぬのである。

第四に、丁の準社宅的借家と云ふのは、現今の一般社宅を占領しつゝある如き、他工場の職工、若しくは他の事業に従事しつゝある人の家族で、妻女とか娘とかの、一人二人位が自工場へ出勤する如き者に、貸與する處の、保護を要せざる社宅であるのである。

此社宅は、工場に餘り遠からず、しかも餘り近からざる位置にあつて、市街にも接近し、交通の便もあると云ふ場所に設けて、男女工の中一名以上が工場に出勤しさえすれば、これを貸し與へる事とし、二名以上の職工が出る場合には、家賃の遞減を爲すと云ふ如き、奨励方法を設けて置くのである。

物品販賣所、浴場、幼兒保育所、幼稚園、夜學校、裁縫教場、公會堂、新聞雜誌閱覽所等の、設備を要する事は勿論である。

管理は、社宅係員と、社宅選出の委員との協力に依つて、半自治的に行ふ事とするのである。

此種の物を利用するには、

- 一 貸與條件の簡易なる事、
 - 二 妻女の出勤を容易ならしむる方法の完備を期する事、
 - 三 夫、父、兄弟等の、自工場に必要な人を、他の工場に周旋し、若しくは相當の職業に就かしむる事、
- と云ふ如き用意が必要なのである。

以上は、吾人が今日以後の、各社工場に於ける安全にして合理的な、職工保持の機關として、考案したものであるが、更にこれに實際的の智識を加へられて各地、各工場の事情に適合するものを案出實行せられたならば、職工問題の幾分は、必ず解決し得て、好良なる成績を挙げ得る事と、吾人は確信して疑はざるものである。

第貳節 社宅増加の方法

社宅の戸数が概して少なく、居住希望者を收容するに足らず、爲めに一戸内に數組の家族が同居して居つて、風紀上、衛生と少なからざる弊害を醸しつゝあると云ふ事は、後章に於て論ずる通りであるのである。

況して上述の如く、職工永續の爲めに、社宅を區別して、理想的方法を實行するには、何うしても社宅の戸数を増加しなければならぬのである。

工場主及び、工場當事者に、相當の資金を支出して、新たにこれを建築し得る、権能と果斷のある處は、云ふまでもなく、工場永遠の利益の爲めに、此種の設備の完全を計畫されん事を希望するのであるが、斯の如き事の許されない